

商 標 法

1949. 11. 28 法律第 71号	1995. 12. 29 法律第 5083号	2010. 01. 27 法律第 9987号
1958. 3. 11 法律第 408号	1997. 4. 10 法律第 5329号	2010. 02. 04 法律第 10012号
1963. 3. 5 法律第 1295号	1997. 8. 22 法律第 5355号	2010. 06. 08 法律第 10358号
1973. 2. 8 法律第 2506号	1998. 9. 23 法律第 5576号	2011. 06. 30 法律第 10811号
1973. 12. 31 法律第 2659号	2001. 2. 3 法律第 6414号	2011. 12. 02 法律第 11113号
1976. 12. 31 法律第 2957号	2002. 1. 26 法律第 6626号	2012. 06. 01 法律第 11458号
1980. 12. 31 法律第 3326号	2002. 12. 11 法律第 6765号	他法改正 2013. 03. 23 法律第 11690号
1986. 12. 31 法律第 3892号	2004. 12. 31 法律第 7290号	一部改正 2013. 04. 05 法律第 11747号
1990. 1. 13 法律第 4210号	2007. 01. 03 法律第 8190号	他法改正 2013. 07. 30 法律第 11962号
[全文改正]	2007. 05. 17 法律第 8458号	一部改正 2014. 06. 11 法律第 12751号
1993. 3. 6 法律第 4541号	2008. 02. 29 法律第 8852号	一部改正 2016. 01. 27 法律第 13848号
1993. 12. 10 法律第 4597号	2008. 12. 26 法律第 9230号	全文改正 2016. 02. 29 法律第 14033号
1995. 1. 5 法律第 4895号	2009. 05. 21 法律第 9678号	一部改正 2017. 03. 21 法律第 14689号

第 1 章 総則

第 1 条(目的) この法は、商標を保護することにより商用使用者の業務上信用維持を図り産業発展に貢献し需要者の利益を保護することを目的とする。

第 2 条(定義) ①この法で使用する用語の意味は次の通りである。

1. “商標” とは、自己の商品(地理的表示が使用される商品の場合を除いてはサービスまたはサービスの提供に関連された物件を含む。以下同じ。)と他人の商品を識別するために使用する標章をいう。
2. “標章” とは、記号、文字、図形、音、におい、立体的形状、ホログラム・動作または色彩等であつて、その構成若しくは表現方式に関係なく商品の出所を現すために使用する全ての表示をいう。
3. “団体標章” とは、商品を生産・製造・加工・販売するかサービスを提供する者が共同で設立した法人が直接使用するかその所属団体に使用させるための標章をいう。
4. “地理的表示” とは、商品の特定品質・名声またはその他の特性が本質的に特定地域で始まった場合にその地域で生産・製造又は加工された商品であることを現す表示をいう。
5. “同音異義語地理的表示” とは、同じ商品に対する地理的表示が他人の地理的表示と発音は同じであるが該当地域が異なる地理的表示をいう。

6. “地理的表示団体標章”とは、地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者が共同で設立した法人が直接使用するかその所属団体に使用させるための標章をいう。
7. “証明標章”とは、商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明して管理することを業とする者が他人の商品に対しその商品が品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすということを証明するのに使用する標章をいう。
8. “地理的表示証明標章”とは、地理的表示を証明することを業とする者が他人の商品に対しその商品が定められた地理的的特性を満たすということを証明するのに使用する標章をいう。
9. “業務標章”とは、営利を目的としない業務をする者がその業務を現すために使用する標章をいう。
10. “登録商標”とは、商標登録を受けた商標をいう。
11. “商標の使用”とは、次の各目のいずれか一つに該当する行為をいう。

イ. 商品又は商品の包装に商標を表示する行為

ロ. 商品又は商品の包装に商標を表示したものを譲渡又は引き渡すか譲渡又は引き渡す目的で展示・輸出又は輸入する行為

ハ. 商品に関する広告・定価表・取引書類、その他の手段に商標を表示して展示するか広く知らせる行為

②第1項第11号各目による商標を表示する行為には、次の各号のいずれか一つの方法で表示する行為が含まれる。

1. 標章の形状若しくは音又はにおいて商標を表示する行為

2. 電気通信回線を介して提供される情報に電子的方法で表示する行為

③団体標章・証明標章又は業務標章に関しては、この法で特別に規定したことを除いては商標に関する規定を適用する。

④地理的表示証明標章に関しては、この法で特別に規定したことを除いては地理的表示団体表彰に関する規定を適用する。

第3条(商標登録を受けることができる者) ①国内で商標を使用する者又は使用しようとする者は、自己の商標の登録を受けることができる。ただし、特許庁職員と特許審判院職員は相続又は遺贈の場合を除いては在職中に商標の登録を受けることができない。

②商品を生産・製造・加工・販売するかサービスを提供する者が共同で設立した法人(地理的表示団体標章の場合にはその地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工する者だけで構成された法人に限定する)は、自己の団体標章の登録を受けることができる。

③商品の品質、原産地、生産方法又はその他の特性を証明し管理することを業とすることができる者は、他人の商品に対しその商品が定められた品質、原産地、生産方法又はその他の特性を満たすことを証明するのに使用するのためにのみ証明標章の登録を受けることができる。

④第3項にもかわらず、商標・団体標章又は業務標章を出願するか登録を受けた者は、その商標等と同一・類似した標章を証明標章として登録を受けることができない。

⑤証明標章を出願するか登録を受けた者は、その証明標章と同一・類似した標章を商標・団体標章又は業務標章として登録を受けることができない。

⑥国内で営利を目的としない業務をする者は、自己の業務標章の登録を受けることができる。

第4条(未成年者等の行為能力) ①未成年者・被限定後見人(商標権又は商標に関する権利と関連された法定代理人がいる場合のみ該当する)又は被成年後見人は、法定代理人によってのみ商標登録に関する出願・請求、その他の手続き(以下“商標に関する手続き”という)を受けることができる。ただし、未成年者又は被限定後見人が独立して法律行為をすることができる場合には、この限りでない。

②第1項の法定代理人は、後見監督の同意なしに相手方が請求した第60条による商標登録異議申立(以下“異議申立”という)若しくは審判又は再審に対する手続きを受けることができる。

第5条(法人でない社団等) ①法人でない社団又は財団として代表者又は管理人が定められている場合には、その社団若しくは財団の名前で第60条第1項による商標登録の異議申立人若しくは審判又は再審の当事者になることができる。

第6条(在外者の商標管理人) ①国内に住所若しくは営業所がない者(以下“在外者”という)は、在外者(法人の場合にはその代表者をいう)が国内に滞在する場合を除いては、その在外者の商標に関する代理人として国内に住所若しくは営業所がある者(以下“商標管理人”という)によってのみ商標に関する手続きをするか、この法又はこの法による命令に従って行政庁がした処分に対して訴を提起することができる。

②商標管理人は、委任された権限の範囲で商標に関する手続き及びこの法又はこの法による命令に従って行政庁がした処分に関する訴訟で本人を代理する。

第7条(代理権の範囲) 国内に住所若しくは営業所がある者から商標に関する手続きをすることの委任を受けた代理人(商標管理人を含む。以下同じ)は、特別に権限の委任を受けなければ次に各号に該当する行為をすることができない。

1. 第36条による商標登録出願(以下“商標登録出願”という)の放棄又は取下げ
2. 第44条による出願の変更
3. 次の各目のいずれか一つに該当する申請又は出願の取り下げ
 - イ. 第84条による商標権の存続期間更新登録(以下“存続期間更新登録”ちいう)の申請(以下“存続期間更新登録申請”という)
 - ロ. 第86条第1項により追加で指定した商品の追加登録出願(以下“指定商品追加登録出願”という)
 - ハ. 第211条による商品分類転換登録(以下“商品分類転換登録”という)のための209条第2項による申請(以下“商品分類転換登録申請”という)
4. 商標権の放棄
5. 申請の取下げ
6. 請求の取下げ
7. 第115条又は第116条による審判請求
8. 復代理人の選任

第8条(代理権の証明) 商標に関する手続きをする者の代理人の代理権は、書面で証明しなければならない。

第9条(行為能力等の欠如に対する追認) 行為能力又は法定代理権がないか商標に関する手続きをするのに必要な権限の委任に欠如がある者がした手続きは、補正された当事者若しくは法定代理人が追認すると行為をした時に遡及してその効力が発生する。

第10条(代理権の不消滅) 商標に関する手続きをする者の委任を受けた代理人の代理権は、次の各号の事由があっても消滅しない。

1. 本人の死亡若しくは行為能力の喪失
2. 本人である法人の合併による消滅
3. 本人である受託者の信託任務の終了
4. 法定代理人の死亡若しくは行為能力の喪失
5. 法定代理人の代理権の消滅若しくは変更

第11条(個別代理) 商標に関する手続きをする者の代理人が2人以上であれば、特許庁長又は特許審判院長に対してそれぞれの代理人が本人を代理する。

第12条(代理人の選任又は交替命令等) ①特許庁長又は第131条第1項により指定された審判長(以下“審判長”という)は、商標に関する手続きをする者がその手続きを円滑に遂行することができないか口述審理で陳述する能力がないと認められる等、その手続きをするのに適当ではないと認められれば、代理人によってその手続きをするように命ずることができる。

②特許庁長又は審判長は、商標に関する手続きをする者の代理人がその手続きを円滑に遂行することができないか口述審理で陳述する能力がないと認められる等、その手続きをするのに適当ではないと認められれば、その代理人を変えることを命ずることができる。

③特許庁長又は審判長は、第1項及び第2項の場合に弁理士によって代理させることを命ずることができる。④特許庁長又は審判長は、第1項又は第2項によって代理人の選任又は交替命令をした場合には、第1項により代理人を選任されるか第2項により代理人が交替される前に特許庁長又は特許審判院長に対し商標に関する手続きをする者又は交替される前の代理人がした商標に関する手続きの全部又は一部を商標に関する手続きをする者の申請によって無効とすることができる。

第13条(複数当事者の代表) ①2人以上が共同で商標登録出願又は審判請求をし、その出願又は審判に係る手続きをする場合には、次の各号のいずれか一つに該当する事項を除いては各自が全員を代表する。ただし、代表者を選定して特許庁長又は特許審判院長に申告した場合には、その代表者が全員を代表する。

1. 商標登録出願の放棄又は取下げ
2. 第44条による出願の変更
3. 次の各号のいずれか一つに該当する申請又は出願の取下げ

- イ. 存続期間更新登録申請
- ロ. 指定商品追加登録出願
- ハ. 商品分類転換登録申請

- 4. 申請の取下げ
- 5. 請求の取下げ
- 6. 第 115 条又は第 116 条による審判請求

②第 1 項各号以外の部分ただし書きによって申告する場合には、代表者に選任された事実を書面で証明しなければならない。

第 14 条(「民事訴訟法」の準用) 代理人に関しては、この法で特別に規定したことを除いては「民事訴訟法」第 1 編第 2 章第 4 節(第 87 条から第 97 条まで)を準用する。

第 15 条(在外者の裁判管轄) 在外者の商標権又は商標に関する権利に関して商標管理人がいればその商標管理人の住所又は営業所を、商標管理人がいなければ特許庁所在地を「民事訴訟法」第 11 条による財産があるところとみる。

第 16 条(期間の計算) この法又はこの法による命令で定めた期間の計算は、次の各号による。

- 1. 期間の初日は計算に入れない。ただし、その期間が午前 0 時から始まる場合には、この限りでない。
- 2. 期間を月又は年で定めた場合には、暦によって計算する。
- 3. 月又は年の最初から期間を起算しない場合には、最後の月又は年でその起算日に該当する日の前日で期間が満了する。ただし、期間を月又は年で定めた場合に最後の月に該当日がなければ、その月の最後の日で期間が満了する。
- 4. 商標に関する手続きにおいて期間の最後の日が公休日(土曜日及び「勤労者の日制定に関する法律」による勤労者の日を含む)であれば、期間はその翌日に満了する。

第 17 条(期間の延長等) ①特許庁長は、当事者の請求により又は職権で次の各号のいずれか一つに該当する期間を 30 日以内で一度延長することができる。ただし、島嶼・僻地等の交通が不便な地域にいる者の場合には、産業通商資源部令で定めるところに従いその回数及び期間を追加で延長することができる。

- 1. 第 61 条による異議申立理由等の補正期間
- 2. 第 115 条による補正却下決定に対する審判の請求期間
- 3. 第 116 条による拒絶決定に対する審判の請求期間

②特許庁長、特許審判院長、審判長又は第 50 条による審査官(以下“審査官”という)は、この法によって商標に関する手続きをする期間を定めた場合には、商標に関する手続きをする者又はその代理人の請求によってその期間を短縮又は延長するか職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長等は該当手続きの利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮又は延長の可否を決定しなければならない。

③審判長又は審査官は、この法によって商標に関する手続きをする期日を定めた場合には、商標に関する手続きをする者又はその代理人の請求によって又は職権でその期日を変更することができる。

第 18 条(手続きの無効) ①特許庁長又は特許審判院長は、第 39 条(第 212 条で準用する場合を含む)による補正命令を受けた者が指定された期間以内にその補正をしなければ、商標に関する手続きを無効とすることができる。

②特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項によって商標に関する手続きを無効にしたとしても、指定された期間を守ることができなかつたことが補正命令を受けた者が責任を負うことができない事由によるものと認められる場合には、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内に補正命令を受けた者の請求によってその無効処分を取り消すことができる。ただし、指定された期間の満了日から 1 年が過ぎた場合には、この限りでない。

③特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項による無効処分又は第 2 項本文による無効処分の取消し処分をする場合には、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

第 19 条(手続きの追後補完) 商標に関する手続きをする者が責任を負うことができない事由によって次の各号のいずれか一つに該当する期間を守ることができなかつた場合には、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内に守ることができなかつた手続きを追後補完することができる。ただし、その期間の満了日から 1 年が過ぎた場合には、この限りでない。

1. 第 115 条による補正却下決定に対する審判の請求期間
2. 第 116 条による拒絶決定に対する審判の請求期間
3. 第 159 条第 1 項による再審の請求期間

第 20 条(手続きの効力の承継) 商標権又は商標に関する権利に関してした手続きの効力は、その商標権又は商標に関する権利の承継人に及ぶ。

第 21 条(手続きの続行) 特許庁長又は審判長は、商標に関する手続きが特許庁又は特許審判院に係属中であるとき商標権又は商標に関する権利が移転された場合には、その商標権又は商標に関する権利の承継人にその手続きを続行させることができる。

第 22 条(手続きの中断) 商標に関する手続きが特許庁又は特許審判院に係属中のとき、次の各号のいずれか一つに該当する事由が発生した場合には、その手続きは中断される。ただし、手続きをすることの委任を受けた代理人がいる場合には、この限りでない。

1. 当事者が死亡した場合
2. 当事者である法人が合併で消滅した場合
3. 当事者が手続きをする能力を喪失した場合
4. 当事者の法定代理人が死亡するか、その代理権を喪失した場合
5. 当事者の信託による受託者の任務が終わった場合
6. 第 13 条第 1 項各号以外の部分ただし書きによる代表者が死亡するか、その資格を喪失した場合

7. 破産管財人等一定の資格によって自己の名前で他の人のために当事者になった者がその資格を失うか、死亡した場合

第 23 条(中断された手続きの受継ぎ) 第 22 条によって特許庁又は特許審判院に係属中の手続きが中断された場合には、次の各号の区分による者がその手続きを引継がなければならない。

1. 第 22 条第 1 号の場合：その相続人・相続財産管理人又は法律によって手続きを継続して進行する者。ただし、相続人は相続を放棄することができる期間の間にはその手続きを引き継ぐことができない。
2. 第 22 条第 2 号の場合：合併で設立されるか、合併後存続する法人
3. 第 22 条第 3 号及び第 4 号の場合：手続きをする能力を回復した当事者又は法定代理人になった者
4. 第 22 条第 5 号の場合：新しい受託者
5. 第 22 条第 6 号の場合：新しい代表者又は各当事者
6. 第 22 条第 7 号の場合：破産管財人等一定の資格を有した者

第 24 条(受継ぎ申請) ①第 22 条によって中断された手続きに関する受継ぎ申請は、第 23 条各号による者及び相手方もすることができる。

②特許庁長又は審判長は、第 22 条によって中断された手続きに関する受継ぎ申請がある場合には、その事実を第 23 条各号による者又は相手方に知らせなければならない。

③特許庁長又は第 129 条による審判官(以下“審判官”という)は、第 22 条によって中断された手続きに関する受継ぎ申請に対して職権で調査して理由がないと認める場合には、決定で棄却しなければならない。

④ 特許庁長又は審判官は、第 23 条各 7 号による者が中断された手続きを受け継がなければ、職権で期間を定めて受継ぎを命じなければならない。

⑤第 4 項により受継ぎ命令を受けた者が同じ項による期間内に手続きを受け継がなければ、その期間が終わる日の翌日に受継いだものと見なす。

⑥特許庁長又は審判長は、第 5 項により受継いだものと見た場合には、その事実を当事者に知らせなければならない。

第 25 条(手続きの中止) ①特許庁長又は審判官が天災地変若しくはその他の不可避な事由でその職務を遂行することができない場合には、特許庁又は特許審判院に係属中の手続きは、その事由がなくなるまで中止される。

②当事者に特許庁又は特許審判院に係属中の手続きを続行することができない障害事由が生じた場合には、特許庁長又は審判官は、決定でその手続きの中止を命ずることができる。

③特許庁長又は審判官は、第 2 項による決定を取り消すことができる。

④特許庁長又は審判長は、第 1 項及び第 2 項による中止又は第 3 項による取り消しをした場合には、その事実をそれぞれ当事者に知らせなければならない。

第 26 条(中断又は中止の効果) 商標に関する手続きが中断されるか中止された場合には、その期間の進

行は停止され、その手続きの受継ぎ通知をするかその手続きを続行した時から全体期間が新たに進行される。

第 27 条(外国人の権利能力) 在外者である外国人は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除いては、商標権又は商標に関する権利を享有することができない。

1. その外国人が属する国家で大韓民国国民に対してその国民と同じ条件で商標権又は商標に関する権利を認める場合
2. 大韓民国がその外国人に対して商標権又は商標に関する権利を認める場合には、その外国人が属する国家で大韓民国国民に対してその国民と同じ条件で商標権又は商標に関する権利を認める場合
3. 条約及びこれに準ずるもの(以下“条約”という)によって商標権又は商標に関する権利を認める場合

第 28 条(書類提出の効力発生時期) ①この法又はこの法による命令に従って特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書・請求書、その他の書類(物を含む。以下この条で同じ)は、特許庁長又は特許審判院長に到達した日からその効力が発生する。

②第 1 項の出願書・請求書、その他の書類を郵便で特許庁長又は特許審判院長に提出する場合には、次の各号の区分による日に特許庁長又は特許審判院長に到達したものと見なす。ただし、商標権および商標に関する権利の登録申請書類を郵便で提出する場合には、その書類が特許庁長又は特許審判院長に到達した日から効力が発生する。

1. 郵便法令による通信日付印に表示された日が分명한場合：表示された日
 2. 郵便法令による通信日付印に表示された日が分明的でない場合：郵便局に提出した日(郵便物受領証に不明なよって証明された日をいう)
- ③第 1 項及び第 2 項で規定した事項以外の郵便物の遅延、郵便物の紛失・盗難及び郵便業務の中断による書類提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 29 条(固有番号の記載) ①商標に関する手続きをする者は、産業通商資源部令で定めることにより特許庁長又は特許審判院長に自己の固有番号を付与してくれることを申請しなければならない。

②特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項による申請を受けると、申請人に固有番号を付与しその事実を知らせなければならない。

③特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項による固有番号の付与申請をしない者には職権で固有番号を付与してその事実を知らせなければならない。

④第 2 項又は第 3 項により固有番号の付与を受けた者が商標に関する手続きをする場合には、産業通商資源部令で定める書類に自身の固有番号を記さなければならない。この場合、この法又はこの法による命令にもかかわらず該当書類に住所(法人の場合には営業所の所在地をいう)を記さないことができる。

⑤商標に関する手続きをする者の代理人に関しては、第 1 項から第 4 項までの規定を準用する。

⑥固有番号の付与申請、固有番号の付与及び通知、その他に固有番号に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 30 条(電子文書による商標に関する手続きの遂行) ①商標に関する手続きをする者は、この法によって特許庁長又は特許審判院長に提出する商標登録出願書とその他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化し、これを「情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律」第 2 条第 1 項第 1 号による情報通信網(以下“情報通信網”という)を利用して提出するか移動式貯蔵媒体等の電子的記録媒体に収録して提出することができる。

②第 1 項によって提出された電子文書は、この法によって提出された書類と同じ効力を持つ。

③第 1 項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、その文書の提出人が情報通信網を介して受付番号を確認することができるときに特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で受け付けられたものとみる。

④第 1 項によって電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法とその他電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 31 条(電子文書利用申告及び電子署名) ①電子文書で商標に関する手続きをしようとする者は、あらかじめ特許庁長又は特許審判院長に電子文書利用申告をしなければならない、特許庁長又は特許審判院長に提出する電子文書に提出人がわかるように電子署名をしなければならない。

②第 30 条によって提出された電子文書は、第 1 項による電子署名をした者が提出したものとみる。

③第 1 項による電子文書利用申告手続き及び電子署名方法等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 32 条(情報通信網を利用した通知等の遂行) ①特許庁長、特許審判院長、審判長、審判官、第 62 条第 3 項によって指定された審査長(以下“審査長”という)又は審査官は、第 31 条第 1 項によって電子文書利用申告をした者に書類の通知及び送達(以下この条で“通知等”という)をしようとする場合には、情報通信網を利用してすることができる。

②第 1 項による書類の通知等は書面でしたものと同じ効力を持つ。

③第 1 項による書類の通知等は、その通知等を受ける者が自己が使用する電算情報処理組織を通じてその書類を確認したときに特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で到達したものとみる。

④第 1 項によって情報通信網を利用して行う通知等の種類及び方法等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 2 章 商標登録要件及び商標登録出願

第 33 条(商標登録の要件) ①次の各号のいずれか一つに該当する商標を除いては、商標登録を受けることができる。

1. その商品の普通名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
2. その商品に対して慣用する商標

3. その商品に産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
 4. 顕著な地理的名称若しくはその略語又は地図のみからなる商標
 5. ありふれた姓又は名称を普通に使用する方法で表示した標章のみからなる商標
 6. 簡単でありふれた標章のみからなる商標
 7. 第1号から第6号までに該当する商標以外に需要者が誰の業務に関連された商品を表示するのかを識別することができない商標
- ②第1項第3号から第6号までに該当する商標であっても商標登録出願前からその商標を使用した結果、需要者間に特定人の商品に関する出所を表示することで識別できるようになった場合には、その商標を使用した商品に限定して商標登録を受けることができる。
- ③第1項第3号(産地に限定する)または第4号に該当する標章であっても、その標章が特定商品に対する地理的表示である場合には、その地理的表示を使用した商品を指定商品(第38条第1項により指定した商品及び第86条第1項により追加で指定した商品のことをいう。以下同じ)として地理的表示団体標章登録を受けることができる。

第34条(商標登録を受けることができない商標) ①第33条にもかかわらず次の各号のいずれか一つに該当する商標に対しては、商標登録を受けることができない。

1. 国家の国旗及び国際機構の記章等として次の各目のいずれか一つに該当する商標に対しては、商標登録を受けることができない。

イ. 大韓民国の国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、大韓民国若しくは公共機関の監督用又は証明用印章・記号と同一・類似した商標

ロ. 「工業所有権の保護のためのパリ協約」(以下“パリ協約”という)同盟国、世界貿易機構会員国又は「商標法条約」締約国(以下この項で“同盟国等”という)の国旗と同一・類似した商標

ハ. 国際赤十字、国際オリンピック委員会または著名な国際機関の名称、略称、標章と同一な商標。ただし、その機関が自己の名称、略称又は標章を商標登録出願した場合には、商標登録を受けることができる。

エ. パリ協約第6条の3により世界知識財産機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等の紋章、旗、勲章、褒章、記章若しくは同盟国等が加入した政府間国際機関の名称、略称、紋章、旗、勲章、褒章又は記章と同一・類似した商標。ただし、その同盟国等が加入した政府間国際機構が、自己の名称・略称、標章を商標登録出願した場合には、商標登録を受けることができる。

オ. パリ協約第6条の3により世界知識財産機構から通知を受けて特許庁長が指定した同盟国等若しくはその公共機関の監督用又は証明用印章・記号と同一・類似したの商標であって、その印章又は記号が使用されている商品と同一・類似した商品に対し使用する商標

2. 国家・人種・民族・公共団体・宗教又は著名な故人との関係を虚偽に表示するかこれらを誹謗又は侮辱するかこれらに対して評判を悪くするおそれがある商標

3. 国家・公共団体又はこれらの機関と公益法人の非営利業務若しくは公益事業を表示する標章として、著名なものと同一・類似した商標。但し、その国家等が自己の標章を商標登録出願した場合には、商標登録を受けることができる。

4. 商標それ自体又は商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味と内容等が一般人の通常的な道徳観念である善良な風俗に合わないなど、公共の秩序を害するおそれがある商標
5. 政府が開催するか政府の承認を受けて開催する博覧会又は外国政府が開催するか外国政府の承認を受けて開催する博覧会の賞牌・賞状又は褒章と同一・類似した標章がある商標。ただし、その博覧会で受賞した者がその受賞した商品に関して商標の一部としてその標章を使用する場合には、商標登録を受けることができる。
6. 著名な他人の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらの略称を含む商標。但し、その他人の承諾を受けた場合には、商標登録を受けることができる。
7. 先出願による他人の登録商標(登録された地理的表示団体標章を除く)と同一・類似した商標として、その指定商品と同一・類似した商品に使用する商標
8. 先出願による他人の登録された地理的表示団体標章と同一・類似した商標として、その指定商品と同一であると認識されている商品に使用する商標
9. 他人の商品を表示するものであると需要者に広く認識されている商標(地理的表示は除く)と同一・類似した商標として、その他人の商品と同一・類似した商品に使用する商標
10. 特定地域の商品を表示するものであると需要者に広く認識されている他人の地理的表示と同一・類似した商標として、その地理的表示を使用する商品と同一であると認識されている商品に使用する商標
11. 需要者に顕著に認識されている他人の商品若しくは営業と混同を起こさせるかその識別力または名声を損傷させる恐れがある商標
12. 商品の品質を誤認させるか需要者を欺瞞する恐れがある商標
13. 国内又は外国の需要者に特定人の商品を表示するものであると認識されている商標(地理的表示は除く)と同一・類似した商標として、不当な利益を得ようとするか、その特定人に損害を負わそうとする等、不正な目的で使用する商標
14. 国内または外国の需要者に特定地域の商品を表示するものであると認識されている地理的表示と同一・類似した商標として、不当な利益を得ようとするか、その地理的表示の正当な使用者に損害を負わそうとする等、不正な目的で使用する商標
15. 商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するのに必ず必要な(サービス業の場合にはその利用と目的に必ず必要な場合をいう)立体的形状、色彩、色彩の組合、音又はにおいのみからなつた商標
16. 世界貿易機構会員国内の葡萄酒又は蒸留酒の産地に関する地理的表示として構成されるかその地理的表示を含む商標として、葡萄酒又は蒸留酒に使用しようとする商標。ただし、地理的表示の正当な使用者がその該当商品を指定商品として第 36 条第 5 項による地理的表示団体標章登録出願をした場合には、商標登録を受けることができる。
17. 「植物新品種保護法」第 109 条により登録された品種名称と同一・類似した商標であつて、その品種名称と同一・類似した商品に対して使用する商標
18. 「農水産物品質管理法」第 32 条によつて登録された他人の地理的表示と同一・類似した商標であつて、その地理的表示を使用する商品と同一であると認められる商品に使用する商標
19. 大韓民国が外国と両者間又は多者間で締結して発効された自由貿易協定によつて保護する他人の地

理的表示と同一・類似した商標又はその地理的表示で構成されるか、その地理的表示を含む商標であって、地理的表示を使用する商品と同一であると認められる商品に使用する商標

20. 同業・雇用等の契約関係若しくは業務上の取引関係またはその他の関係を通じて他人が使用するか使用を準備中の商標であることを知りながらその商標と同一・類似した商標を同一・類似した商品に登録出願した商標

21. 条約当事国に登録された商標と同一・類似した商標であって、その登録された商標に関する権利を有した者との同業・雇用等の契約関係若しくは業務上取引関係又はその他の関係にあるかあった者がその商標に関する権利を有した者の同意を受けずにその商標の指定商品と同一・類似した商品を指定商品として登録出願した商標

②第1項及び商標登録出願人(以下“出願人”という)が該当規定の他人に該当するのかは、次の各号のいずれかに該当する決定(以下“商標登録可否決定”という)をするときを基準にして決定する。ただし、第1項第11号・第13号・第14号・第20号及び第21号の場合は、商標登録出願をしたときを基準として決定する。

1. 第54条による商標登録拒絶決定

2. 第68条による商標登録決定

③商標権者又はその商標権者の商標を使用する者は、第119条第1項第1号から第3号までおよび第5号から第9号までの規定に該当するという理由で商標登録の取消審判が請求され、その請求日以後に次の各号のいずれか一つに該当するようになった場合、その商標と同一・類似した商用[同一・類似した商標(地理的表示団体標章の場合には同一であると認められる商標をいう)を指定商品として再び登録を受けようとする場合に限定する]に対しては、その該当するようになった日から3年が過ぎた後に出願してこそ商標登録を受けることができる。

1. 存続期間が満了され商標権が消滅した場合

2. 商標権者が商標権又は指定商品の一部を放棄した場合

3. 商標登録取消の審決が確定された場合

④同音異義語地理的表示団体標章相互間には第1項第8号及び第10号を適用しない。

第35条(先出願) ①同一・類似した商品に使用する同一・類似した商標に対して異なった日に2以上の商標登録出願がある場合には、先に出願した者だけがその商標の登録を受けることができる。

②同一・類似した商品に使用する同一・類似した商標に対して同じ日に2以上の商標登録出願がある場合には、出願人の協議によって定められた1人の出願人だけがその商標に関して商標登録を受けることができる。協議が成立しないか協議をすることができないときには、特許庁長が行う抽選によって決定された1人の出願人だけが商標登録を受けることができる。

③商標登録出願が次の各号のいずれか一つに該当される場合には、その商標登録出願は第1項及び第2項を適用するときに最初からなかったものと見なす。

1. 放棄又は取下げられた場合

2. 無効となった場合

3. 第54条による商標登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合

④特許庁長は、第 2 項の場合には出願人に期間を定めて協議の結果を届け出ることを命じ、その期間内に届け出がない場合には第 2 項による協議は成立されなかったものと見なす。

⑤第 1 項及び第 2 項は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、適用しない。

1. 同一（同一であると認められる場合を含む）でない商品に対し同一・類似した標章として 2 以上の地理的表示団体標章登録出願または地理的表示団体標章登録出願と商標登録出願がある場合
2. 互いに同音異義語地理的表示に該当する標章で、2 以上の地理的表示団体標章登録出願がある場合

第 36 条(商標登録出願) ①商標登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記した商標登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 出願人の氏名及び住所（法人の場合には、その名称及び営業所の所在地をいう）
2. 出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地〔代理人が特許法人・特許法人（有限）である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名をいう〕
3. 商標
4. 指定商品及び産業通商資源部令で定める商品類（以下“商品類”という）
5. 第 46 条第 3 項による事項（優先権を主張する場合にのみ該当する）
6. その他産業通商資源部令で定める事項

②商標登録を受けようとする者は、第 1 項各号の事項以外に産業通商資源部令で定めるところに従いその商標に関する説明を商標登録出願書に記さなければならない。

③団体標章登録を受けようとする者は、第 1 項各号の事項以外に大統領令で定める団体標章の使用に関する事項を定めた定款を団体標章登録出願書に添付しなければならない。

④証明標章登録を受けようとする者は、第 1 項各号の事項以外に大統領令で定める証明標章の使用に関する事項を定めた書類（法人の場合には定款をいい、法人ではない場合には規約をいい、以下“定款又は規約”という）と、証明しようとする商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の特性を証明して管理することができることを証明する書類を証明標章登録出願書に添付しなければならない。

⑤地理的表示団体標章登録若しくは地理的表示証明標章登録を受けようとする者は、第 3 項又は第 4 項の書類以外に大統領令で定めるところに従い地理的表示の定義に一致することを証明することができる書類を地理的表示団体標章登録出願書又は地理的表示証明標章登録出願書に添付しなければならない。

⑥業務標章登録を受けようとする者は、第 1 項各号の事項以外にその業務の経営事実を証明する書類を業務標章登録出願書をに添付しなければならない。

第 37 条(商標登録出願日の認定等) ①商標登録出願日は、商標登録出願に関する出願書が特許庁長に到達した日とする。ただし、商標登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、この限りでない。

1. 商標登録を受けようとする趣旨が明確に表示されなかった場合
2. 出願人の氏名若しくは名称が記されていないか明確に記されておらず出願人を特定することができない場合
3. 商標登録出願書に商標登録を受けようとする商標が記されていないか記した事項が鮮明でなく商標と認識することができない場合

4. 指定商品が記されていない場合

5. ハングルで記されていない場合

②特許庁長は、商標登録出願が第1項各号のいずれか一つに該当する場合には、商標登録を受けようとする者に適切な期間を定めて補完することを命じなければならない。

③第2項による補完命令を受けた者が商標登録出願を補完する場合には、手続補完に関する書面(以下この条で“手続補完書”という)を提出しなければならない。

④特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定された期間内に商標登録出願を補完した場合には、その手続補完書が特許庁に到達した日を商標登録出願日と見なす。

⑤特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定された期間内に補完をしなかった場合には、その商標登録出願を不適当な出願と見て返還することができる。

第38条(1商標1出願) ①商標登録出願をしようとする者は、商品類の区分に従って1類以上の商品を指定して1商標ごとに1出願をしなければならない。

②第1項による商品類に属する具体的な商品は、特許庁長が定めて告示する。

③第1項による商品類の区分は、商品の類似範囲を定めるものではない。

第39条(手続の補正) 特許庁長又は特許審判院長は、商標に関する手続が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、産業通商資源部令で定めるところに従い期間を定めて商標に関する手続をする者に補正を命じなければならない。

1. 第4条第1項又は第7条に違反された場合

2. 第78条により出さなければならない手数料を出さなかった場合

3. この法又はこの法による命令で定めた方式に違反された場合

第40条(出願公告決定前の補正) ①出願人は、次の各号の区分によるときまでは最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲で商標登録出願所の記載事項、商標登録出願に関する指定商品及び商標を補正することができる。

1. 第57条による出願公告の決定がある場合：出願公告のときまで

2. 第57条による出願公告の決定がない場合：第54条による商標登録拒絶決定のときまで

3. 第116条による拒絶決定に対する審判を請求する場合：その請求日から30日以内

4. 第123条により拒絶決定に対する審判で審査規定が準用される場合：第55条第1項・第3項又は第87条第2項・第3項による意見書提出期間

②第1項による補正が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、商標登録出願の要旨を変更しないものと見なす。

1. 指定商品の範囲の減縮

2. 誤記の訂正

3. 不明瞭な記載の釈明

4. 商標の附記的な部分の削除

5. その他第 36 条第 2 項による標章に関する説明など産業通商資源部令で定める事項

③商標権設定登録があった後に第 1 項による補正が第 2 項各号のいずれか一つに該当しないものと認められた場合には、その商標登録出願はその補正書を提出したときに商標登録出願をしたものと見なす。

第 41 条(出願公告決定後の補正) ①出願人は、第 57 条第 2 項による出願公告決定謄本の送達後に次の各号のいずれか一つに該当するようになった場合には、該当号で定める期間内に最初の商標登録出願の要旨を変更しない範囲で指定商品及び商標を補正することができる。

1. 第 54 条による商標登録拒絶決定又は第 87 条第 1 項による指定法品の追加登録拒絶決定の拒絶理由に表れた事項に対し第 116 条による審判を請求した場合：審判請求日から 30 日

2. 第 55 項第 1 項及び第 87 条第 2 項による拒絶理由の通知を受け、その拒絶理由に示された事項に対して補正しようとする場合：該当拒絶理由に対する意見書提出期間

3. 異議申立がある場合にその異議申立の理由に示された事項に対して補正しようとする場合：第 66 条第 1 項による答弁書提出期間

②第 1 項による補正が第 40 条第 2 項各号のいずれか一つに該当する場合には、商標登録出願の要旨を変更しないものと見なす。

③商標権設定登録があった後に第 1 項による補正が第 40 条第 2 項各号のいずれか一つに該当しないものと認められた場合には、その商標登録出願はその補正をしなかった商標登録出願に関して商標権が設定登録されたものと見なす。

第 42 条(補正の却下) ①審査官は、第 40 条及び第 41 条による補正が第 40 条第 2 項各号のいずれか一つに該当しないものである場合には、決定を持ってその補正を却下しなければならない。

②審査官は、第 1 項による却下決定をした場合には、その決定謄本を出願人に送達した日から 30 日を過ぎる前まではその商標登録出願に対する商標登録可否決定をしてはならず、出願公告することを決定する前に第 1 項による却下決定をした場合には、出願公告決定もしてはいけない。

③審査官は、出願人が第 1 項による却下決定に対して第 115 条により審判を請求した場合には、その審判の審決が確定されるまでその商標登録出願の審査を中止しなければならない。

④第 1 項による却下決定は書面でしなければならず、その理由を付さなければならない。

⑤第 1 項による却下決定(第 41 条による補正に対する却下決定に限定する)に対しては、不服することができない。ただし、第 116 条による拒絶決定に対する審判を請求する場合には、この限りでない。

第 43 条(修正定款等の提出) ①団体標章登録を出願した出願人は、第 36 条第 3 項による定款を修正した場合には、第 40 条第 1 項各号又は第 41 条第 1 号各号で定めた期間内に特許庁長に修正した定款を提出しなければならない。

②証明標章登録を出願した出願人は、定款又は規約を修正した場合には、第 40 条第 1 項各号又は第 41 条第 1 項各号で定めた期間内に特許庁長に修正された定款又は規約を提出しなければならない。

第 44 条(出願の変更) ①次の各号のいずれか一つに該当する出願をした出願人は、その出願を次の各号のいずれか一つに該当する他の出願に変更することができる。

1. 商標登録出願

2. 団体標章登録出願(地理的表示団体標章登録出願を除く)

3. 証明標章登録出願(地理的表示証明標章登録出願は除く)

②指定商品追加登録出願をした出願人は、商標登録出願に変更することができる。ただし、指定商品追加登録出願の基礎となった登録商標に対して無効審判または取消審判が請求されるか、その登録商標が無効審判又は取消審判などで消滅した場合には、この限りでない。

③第1項及び第2項により変更された出願(以下“変更出願”という)は、最初の出願をしたときに申請したものと同視する。ただし、第46条第1項による優先権主張があるとか、第47条第1項による出願時の特例を適用する場合には、この限りでない。

④第1項及び第2項による出願の変更は、最初の出願に対する登録可否決定又は審決が確定された後にはすることができない。

⑤変更出願の場合、最初の出願は取り下げられたものと同視する。

第45条(出願の分割) ①出願人は、2以上の商品を指定商品として商標登録出願をした場合には、第40条第1項各号及び第41条第1項各号で定めた期間内に2以上の商標登録出願に分割することができる。

②第1項により分割する商標登録出願(以下“分割出願”という)がある場合、その分割出願は最初に商標登録出願をしたときに申請したものと同視する。但し、第46条第1項による優先権主張があるとか第47条第1項による出願時の特例を適用する場合には、この限りでない。

第46条(条約による優先権の主張) ①条約により大韓民国国民に商標登録出願に対する優先権を認める当事国の国民がその当事国又は他の当事国に商標登録出願をした後、同じ商標を大韓民国に商標登録出願して優先権を主張する場合には、第35条を適用するときその当事国に出願した日を大韓民国に商標登録出願した日と同視する。大韓民国国民が条約によって大韓民国国民に商標登録出願に対する優先権を認める当事国に商標登録出願した後、同じ商標を大韓民国に商標登録出願した場合にも、また同様である。

②第1項によって優先権を主張しようとする者は、優先権主張の基礎となる最初の出願日から6ヶ月以内に出願しなければこれを主張することができない。

③第1項によって優先権を主張しようとする者は、商標登録出願時に商標登録出願書にその旨、最初に出願した国家名及び出願年月日を記さなければならない。

④第3項によって優先権を主張した者は、最初に出願した国家の政府が認める商標登録出願の年月日を記した書面、商標及び指定商品の謄本を商標登録出願日から3ヶ月以内に特許庁長に提出しなければならない。

⑤第3項によって優先権を主張した者が第4項の期間内に同じ項による書類を提出しなかった場合には、その優先権主張は効力を喪失する。

第47条(出願時の特例) ①商標登録を受けることができる者が次の各号のいずれか一つに該当する博覧会に出品した商品に使用した商標をその出品日から6ヶ月以内にその商品を指定商品にして商標登録出願をした場合には、その商標登録出願はその出品をしたときに申請したものと同視する。

1. 政府又は地方自治団体が開催する博覧会

2. 政府又は地方自治団体の承認を得た者が開催する博覧会
3. 政府の承認を受けて国外で開催する博覧会
4. 条約当事国の領域でその政府若しくはその政府から承認を受けた者が開催する国際博覧会

②第1項の適用を受けようとする者は、その旨を記した商標登録出願書を特許庁長に提出し、これを証明することができる書類を商標登録出願日から30日以内に特許庁長に提出しなければならない。

第48条(出願の承継及び分割移転等) ①商標登録出願の承継は、相続若しくはその他の一般承継の場合を除いては、出願人変更の届け出をしなければその効力が発生しない。

②商標登録出願は、その指定商品ごとに分割して移転することができる。この場合、類似した指定商品は共に移転しなければならない。

③商標登録出願の相続若しくはその他の一般承継がある場合には、承継人は遅滞なくその旨を特許庁長に届け出なければならない。

④商標登録出願が共有の場合には、各共有者は他の共有者全員の同意を受けなければその持ち分を譲渡することができない。

⑤第2項によって分割して移転された商標登録出願は、最初の商標登録出願をしたときに出願したものと見なす。ただし、第46条第1項による優先権主張があるとか、第47条第1項による出願時の特例を適用する場合には、この限りでない。

⑥次の各号のいずれか一つに該当する登録出願は、譲渡することができない。ただし、該当号の業務と共に譲渡する場合には、譲渡することができる。

1. 第3条第6項による業務標章登録出願

2. 第34条第1項第1号ウ目ただし書き、同じ号エ目ただし書き及び同じ項第3号ただし書きによる商標登録出願

⑦団体標章登録出願は、移転することができない。ただし、法人が合併する場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

⑧証明標章登録出願は、移転することができない。ただし、該当証明標章に対して第3条第3項による証明標章の登録を受けることができる者にその業務と共に移転する場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

第49条(情報の提供) 誰でも商標登録出願された商標が第54条各号のいずれか一つに該当して商標登録されることができないという旨の情報を証拠と共に特許庁長又は特許審判院長に提供することができる。

第3章 審査

第50条(審査官による審査) ①特許庁長は、審査官に商標登録出願及び異議申立を審査させる。

②審査官の資格に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 51 条(商標専門機関の指定等) ①特許庁長は、商標登録出願の審査に必要であると認めると、専門機関を指定して次の各号の業務を依頼することができる。

1. 商標検索
2. 商品分類
3. その他の商標の使用実態調査など大統領令で定める業務

②特許庁長は、商標登録出願の審査に必要であると認める場合には、関係行政機関若しくは商標に関する知識と経験が豊かな人又は関係人に協力を要請するか意見を聞くことができる。

③特許庁長は、「農水産物品質管理法」による地理的表示登録対象品目に対して地理的表示団体標章が出願された場合には、その団体標章が地理的表示に該当されるのかに関して農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官の意見を聞かなければならない。

④第 1 項による専門機関の指定基準及び商標検索等の依頼に必要な事項は、大統領令で定める。

第 52 条(商標専門機関の指定取消等) ①特許庁長は、第 51 条第 1 項による専門機関が第 1 号に該当する場合には、その指定を取消さなければならず、第 2 号に対当する場合にはその指定を取り消すか、6 ヶ月以内の期間を定めて業務の停止を命ずることができる。

1. 嘘若しくはその他の不正な方法で指定を受けた場合
2. 第 51 条第 4 項による指定基準に適合しなくなった場合

②特許庁長は、第 1 項により専門機関の指定を取り消すか、業務の停止を命じるためには、聴聞をしなければならない。

③第 1 項による行政処分の基準と手続き等に関し必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 53 条(審査の順位及び優先審査) ①商標登録出願に対する審査の順位は、出願の順位による。

②特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する商標登録出願に対しては、第 1 項にかかわらず審査官をして他の商標登録出願よりも優先して審査させることができる。

1. 商標登録出願後、出願人ではない者が商標登録出願された商標と同一・類似した商標を同一・類似した指定商品に正当な事由なしに業として使用していると認められる場合
2. 出願人が商標登録出願した商標を指定商品の全部に使用しているなど、大統領令で定める商標登録出願として緊急な処理が必要であると認められる場合

第 54 条(商標登録拒絶決定) 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、商標登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第 2 条第 1 項による商標、団体標章、地理的表示団体標章、証明標章、地理的表示証明標章又は業務標章の定義に合わない場合
2. 条約に違反した場合
3. 第 3 条、第 27 条、第 33 条から第 35 条まで、第 38 条第 1 項、第 48 条第 2 項後段、同条第 4 項又は第 6 項から第 8 項までの規定により商標登録をすることができない場合

4. 第3条による団体標章、証明標章及び業務標章の登録を受けることができる者に該当しない場合
5. 地理的表示団体標章登録出願の場合に、その所属団体員の加入に関し定款により団体の加入を禁止するか、定款に充足しがたい加入条件を規定するなど団体の加入を実質的に許容しない場合
6. 第36条第3項による定款に大統領令で定める団体標章の使用に関する事項の全部又は一部を記さなかったか、同条第4項による定款又は規約に大統領令で定める証明標章の使用に関する事項の全部又は一部を記さなかった場合
7. 証明標章登録出願の場合にその証明標章を使用することができる者に対し正当な事由なしに、定款又は規約で使用を承諾しないか、定款又は規約に充足しがたい使用条件を規定するなど、実質的に使用を承諾しない場合

第55条(拒絶理由通知) ①審査官は、第54項によって商標登録拒絶決定をしようとする場合には、出願人に予め拒絶理由(同条各号のいずれか一つに該当する理由をいい、以下“拒絶理由”という)を通知しなければならない。この場合、出願人は、産業通商資源部令で定める期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

②審査官は、第1項により拒絶理由を通知する場合に指定商品別に拒絶理由と根拠を具体的に記さなければならない。

③第1項後段による期間内に意見書を提出することができなかつた出願人は、その期間の満了日から2ヶ月以内に商標に関する手続きを継続して進行することを申請し、拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

第56条(書類の提出等) 特許庁長又は審査官は、当事者に審判又は最新に関する手続き以外の手続きを処理するために審査に必要な書類、その他の物件の提出を要請することができる。

第57条(出願公告) ①審査官は、商標登録出願に対して拒絶理由を発見することができない場合には、出願公告決定をしなければならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、出願公告決定を省略することができる。

1. 第2項による出願公告決定の謄本が出願人に送達されたあと、その出願人が出願公告された商標登録出願を第45条に従い2以上の商標登録出願に分割した場合であつて、その分割出願に対して拒絶理由を発見することができない場合

2. 第54条による商標登録拒絶決定に対して取消の審決がある場合であつて、該当商標登録出願に対して既に出願公告された事実があり他の拒絶理由を発見することができない場合

②特許庁長は、第1項各号以外の部分本文による決定がある場合には、その決定の謄本を出願人に送達してその商標登録出願に関して商標公報に掲載して出願公告をしなければならない。

③特許庁長は、第2項により出願公告をした日から2ヶ月間商標登録出願書類及びその付属書類を特許庁で一般人が閲覧することができるようにしなければならない。

第58条(損失補償請求権) ①出願人は、第57条第2項(第88条第2項及び第123条第1項により準用される場合を含む)による出願公告があつた後、該当商標登録出願に関する指定商品と同一・類似した商

品に対して該当商標登録出願に関する商標と同一・類似した商標を使用する者に書面で警告することができる。但し、出願人が該当商標登録出願の写本を提示する場合には、出願公告前であっても書面で警告することができる。

②第1項によって警告をした出願人は、警告後商標権を設定登録するまでの期間に発生した該当商標の使用に関する業務上損失に相当する補償金の支給を請求することができる。

③第2項による請求権は、該当商標登録出願に対する商標権の設定登録前までは行使することができない。

④第2項による請求権の行使は、商標権の行使に影響を及ぼさない。

⑤第2項による請求権を行使する場合の登録商標保護範囲等に関しては、第91条、第108条、第113条及び第114条と「民法」第760条及び第766条を準用する。この場合、「民法」第766条第1項中“被害者若しくはその法定代理人がその損害及び加害者を知った日”は“該当商標権の設定登録日”と見なす。

⑥商標登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第2項による請求権は最初から発生しなかったものと見なす

1. 商標登録出願が放棄・取下げ又は無効となった場合
2. 商標登録出願に対する第54条による商標登録拒絶決定が確定された場合
3. 第117条により商標登録を無効とするという審決(同条第1項第5号から第7号までの規定による場合は除く)が確定された場合

第59条(職権補正など) ①審査官は、第57条による出願公告決定をするときに、商標登録出願書に記された事項が明白に誤った場合には、職権で補正(以下本条で“職権補正”という)をすることができる。

②第1項により審査官が職権補正をするためには、第57条第2項による出願公告決定謄本の送達とともにその職権補正事項を出願人に知らせなければならない。

③出願人は、職権補正事項の全部または一部を受け入れることができない場合には、第57条第3項による期間内にその職権補正事項に対する意見書を特許庁長に提出しなければならない。

④出願人が第3項により意見書を提出した場合、該当職権補正事項の全部または一部は最初からなかったものと見なす。この場合、その出願公告決定も共に取り消されたものと見なす。

第60条(異議申立) ①出願公告がある場合には、誰でも出願公告日から2ヶ月以内に第次の各号のいずれか一つに該当するということを理由に特許庁長に異議申立をすることができる。

1. 第54条による商標登録拒絶決定の拒絶理由に該当するということ
2. 第87条第1項による追加登録拒絶決定の拒絶理由に該当するということ

②第1項により異議申立をしようとする者は、次の各号の事項を記した異議申立書に必要な証拠を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 申立人の氏名及び住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地をいう)
2. 申立人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名をいう]
3. 異議申立の対象

4. 異議申立事項
5. 異議申立の理由及び必要な証拠の表示

第 61 条(異議申立の理由等の補正) 第 60 条第 1 項による商標登録の異議申立人(以下、“異議申立人”という。)は、異議申立期間が過ぎた後 30 日以内にその異議申立書に記した理由と証拠を補正することができる。

第 62 条(異議申立に対する審査等) ①異議申立は、審査官 3 名で構成される審査官合議体(以下“審査官合議体”という)で審査・決定する。

②特許庁長は、それぞれの異議申立に対し審査官合議体を構成する審査官を指定しなければならない。

③特許庁長は、第 2 項により指定された審査官のうち 1 名を審査長に指定しなければならない。

④審査官合議体及び審査長に関しては、第 130 条第 2 項、第 131 条第 2 項及び第 132 条第 2 項・第 3 項を準用する。この場合、第 130 条第 2 項のうち“特許審判院長”は“特許庁長”と、“審判官”は“審査官”と、“審判”は“審査”と見、第 131 条第 2 項のうち“審判長”は“審査長”と、“審判事件”は“異議申立事件”と見、第 132 条第 2 項のうち“審判官合議体”は“審査官合議体”と見、同条第 3 項のうち“審判”は“審査”と見なす。

第 63 条(異議申立に対する審査の範囲) 審査官合議体は、異議申立に関して出願人若しくは異議申立人が主張しなかった理由に関しても審査することができる。この場合、出願人若しくは異議申立人に期間を定めてその理由に関して意見を陳述することができる機会を与えなければならない。

第 64 条(異議申立の併合又は分離) 審査官合議体は、2 以上の異議申立を併合するか分離して審査・決定することができる。

第 65 条(異議申立の競合) ①審査官合議体は、2 以上の異議申立がある場合に、そのうちいずれか一つの異議申立に対し審査した結果、その異議申立が理由があると認めるときには、他の異議申立に対しては決定をしないことができる。

②特許庁長は、審査官合議体が第 1 項により異議申立に対し決定をしなかった場合には、該当異議申立人にも商標登録拒絶決定謄本を送達しなければならない。

第 66 条(異議申立に対する決定) ①審査長は、異議申立がある場合には、異議申立書副本を出願人に送達して期間を定めて答弁書提出の機会を与えなければならない。

②審査官合議体は、第 1 項及び第 60 条第 1 項による異議申立期間が過ぎた後に異議申立に対する決定をしなければならない。

③異議申立に対する決定は書面でしなければならず、その理由を付けなければならない。この場合、2 以上の指定商品に対する決定理由が異なる場合には、指定商品毎にその理由を付けなければならない。

④審査官合議体は、異議申立が第 60 条第 1 項による異議申立期間内にその理由若しくは証拠を提出しなかった場合には、第 1 項にかかわらず第 61 条による期間が過ぎた後決定で異議申立を却下することができる。この場合、その決定の謄本を異議申立人に送達しなければならない。

⑤特許庁長は、第 2 項による決定がある場合には、その決定の謄本を出願人及び異議申立人に送達しなければならない。

⑥出願人及び異議申立人は、第 2 項及び第 4 項による決定に対し次の各号の区分による方法で不服することができる。

1. 出願人：第 116 条による審判の請求

2. 異議申立人：第 117 条による商標登録無効審判の請求

第 67 条(商標登録出願公告後の職権による商標登録拒絶決定) ①審査官は、出願公告後に拒絶理由を発見した場合には、職権で第 54 条による商標登録拒絶決定をすることができる。

②第 1 項により商標登録拒絶決定をする場合には、異議申立があってもその異議申立に対しては決定をしない。

③特許庁長は、第 1 項により審査官が商標登録拒絶決定をした場合には、異議申立人に商標登録拒絶決定謄本を送達しなければならない。

第 68 条(商標登録決定) 審査官は、商標登録出願に対して拒絶理由を発見することができない場合には、商標登録決定をしなければならない。

第 69 条(商標登録可否決定の方式) ①商標登録可否決定は書面で行わなければならない。その理由を付けなければならない。

②特許庁長は、商標登録可否決定がある場合には、その決定の謄本を出願人に送達しなければならない。

第 70 条(審査又は訴訟手続の中止) ①商標登録出願の審査において必要な場合には、審決が確定されるまで又は訴訟手続が完結されるまでその商標登録出願の審査手続を中止することができる。

②法院は、訴訟において必要な場合には商標登録可否決定が確定されるまでその訴訟手続を中止することができる。

第 71 条(審判規定の異議申立審査及び決定への準用) 異議申立に対する審査及び決定に関しては、第 128 条、第 134 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号、第 144 条と「民事訴訟法」第 143 条、第 299 条及び第 367 条を準用する。

第 4 章 商標登録料及び商標登録等

第72条(商標登録料) ①次の各号のいずれか一つに該当する商標権の設定登録等を受けようとする者は、商標登録料を出さなければならない。この場合、第1号又は第2号に該当するときには、商標登録料を2回に分割して出すことができる。

1. 第82条による商標権の設定登録
2. 存続期間更新登録
3. 第86条による指定商品の追加登録

②利害関係人は、第1項による商標登録料を出さなければならない者の意思と関係なく商標登録料を出すことができる。

③第1項による商標登録料、その納付方法、納付期間及び分割納付などに必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第73条(商標登録料を納付する時の一部指定商品の放棄) ①次の各号のいずれか一つに該当する者が商標登録料(第72条第1項各号以外の部分後段によって分割納付する場合には、1次商標登録料をいう)を出すときには、指定商品別に商標登録を放棄することができる。

1. 2以上の指定商品がある商標登録出願に対する商標登録決定を受けた者
2. 指定商品追加登録出願に対する指定商品の追加登録決定を受けた者
3. 存続期間更新登録申請をした者

②第1項による指定商品の放棄に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第74条(商標登録料の納付期間延長) 特許庁長は、第72条第3項による商標登録料の納付期間を請求によって30日を超えない範囲で延長することができる。

第75条(商標登録料の未納による出願または申請の放棄) 次の各号のいずれか一つに該当する場合には、商標登録出願、指定商品追加登録出願又は存続期間更新登録申請を放棄したものと見なす。

1. 第72条第3項又は第74条による納付期間に該当商標登録料(第72条第1項各号以外の部分後段によって分割納付する場合には1次商標登録料をいう。以下本条で同じ)を出さなかった場合
2. 第76条第1項により商標登録料の補填命令を受けた場合であって、その補填期間内に補正しなかった場合
3. 第77条第1項に該当する場合であって、その該当期間内に商標登録料を出さないか補填しなかった場合

第76条(商標登録料の補填等) ①特許庁長は、商標権の設定登録、指定商品の追加登録、存続期間更新登録を受けようとする者または商標権者が第72条第3項または第74条による納付期間内に商標登録料の一部を出さなかった場合に、商標登録料の補填を命じなければならない。

②第1項により補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から1ヶ月以内(以下“補填期間”という)に商標登録料を補填することができる。

③第2項により商標登録料を補填する者は、出さなかった金額の2倍の範囲で産業通商資源部令で定める金額を出さなければならない。

第77条(商標登録料納付または補填による商標登録出願の回復等) ①次の各号のいずれか一つに該当する者が責任を負うことができない理由で第72条第3項または第74条による納付期間内に商標登録料を出さなかったか第76条第2項による補填期間内に補填しなかった場合には、その事由が滅した消滅した日から2ヶ月以内にその商標登録料を出するか補填することができる。但し、納付期間の満了日または補填期間の満了日のうち遅い日から1年が過ぎた場合には商標登録料を出さず、補填することができない。

1. 商標登録出願の出願人
2. 指定商品追加登録出願の出願人
3. 存続期間更新登録申請の申請者または商標権者

②第1項により商標登録料を納付するか補填した者(第72条第1項各号以外の部分後段によって分割して出した場合には、1次商標登録料を出さず補填した者をいう)は、第75条にかかわらずその商標登録出願、指定商品追加登録出願または存続期間更新登録申請を放棄しなかったものと見なす。

③第2項により商標登録出願、指定商品追加登録出願又は商標権((以下本条で“商標登録出願等”という)が回復された場合には、その商標登録出願等の効力は、第72条第3項又は第74条による納付期間が過ぎた後、商標登録出願等が回復される前にその商標と同一・類似した商標をその指定商品と同一・類似した商品に使用した行為には及ばない。

第78条(手数料) ①商標に関する手続をする者は、手数料を出さなければならない。但し、第117条第1項及び第118条第1項によって審査官が無効審判を請求する場合には、手数料を免除する。

②第1項による手数料、その納付方法、納付期間等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

③第84条第2項ただし書による期間に存続期間更新登録申請をしようとする者は、第2項による手数料に産業通商資源部令で定める金額を加えて出さなければならない。

第79条(商標登録料及び手数料の返還) ①納付された商標登録料と手数料が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、該当号の区分による商標登録料及び手数料を納付した者の請求により返還する。

1. 間違って納付された場合：その間違って納付された商標登録料及び手数料
2. 商標登録出願後1ヶ月以内にその商標登録出願を取り下げるか放棄した場合：既に出した手数料のうち商標登録出願料及び優先権主張申請料。但し、次の各目のいずれか一つに該当する場合は除く。
 - イ. 分割出願、変更出願、分割出願又は変更出願の基礎となった商標登録出願
 - ロ. 第53条による優先審査の申請がある出願
 - ハ. 第180条第1項によりこの法による商標登録出願と見なす国際商標登録出願
3. 第156条により補正却下決定又は拒絶決定が取り消された場合(第161条により再審の手続で準用される場合を含むが、審判又は再審のうち第40条第1項各号及び第41条第1項第1号による補正がある場合は除く)：既に出した手数料のうち審判請求料(再審の場合には最新請求料をいう。以下本条で同じ)
4. 審判請求が第127条第2項により決定で却下されその決定が確定された場合(第161条により再審の手続で準用される場合を含む)：既に出した手数料のうち審判請求料の2分の1に該当する金額
5. 審理の終結が通知されるまでに第142条第1項による参加申請を取り下げた場合(第161条により再審の手続で準用される場合を含む)：既に出した手数料のうち参加申請料の2分の1に該当する金額

6. 第 142 条第 1 項による参加申請が決定で拒否された場合(第 161 条により再審の手続で準用される場合を含む) : 既に出した手数料のうち参加申請料の 2 分の 1 に該当する金額

7. 審理の終結が通知されるまでに審判請求を取り下げた場合(第 161 条により再審の手続で準用される場合を含む) : 既に出した手数料のうち審判請求料の 2 分の 1 に該当する金額

②特許庁長又は特許審判院長は、納付された商標登録料及び手数料が第 1 項各号のいずれか一つに該当する場合には、その事実を納付した者に通知しなければならない。

③第 1 項による商標登録料及び手数料の返還請求は、第 2 項による通知を受けた日から 3 年が過ぎるとすることができない。

第 80 条(商標原簿) ①特許庁長は、特許庁に商標原簿を備えて置き、次の各号の事項を登録する。

1. 商標権の設定・移転・変更・消滅・回復・存続期間の更新・第 209 条による商品分類転換(以下“商品分類転換”という)、指定商品の追加又は処分の制限

2. 専用使用权又は通常使用权の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限

3. 商標権・専用使用权又は通常使用权を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限

②第 1 項による商標原簿は、その全部又は一部を電磁石記録媒体等で作成することができる。

③第 1 項及び第 2 項で規定された事項以外に登録事項及び登録手続等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 81 条(商標登録証の発給) ①特許庁長は、商標権の設定登録をした場合には、産業通商資源部令で定めるところに従い商標権者に商標登録証を発給しなければならない。

②特許庁長は、商標登録証が商標原簿若しくはその他の書類と合わない場合には、申請により又は職権で商標登録証を回収して訂正発給するか、新しい商標登録証を発給しなければならない

第 5 章 商標権

第 82 条(商標権の設定登録) ①商標権は、設定登録によって発生する。

②特許庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、商標権を設定するための登録をしなければならない。

1. 第 72 条第 3 項又は第 74 条により商標登録料(第 72 条第 1 項各号以外の部分後段により分割納付する場合には 1 次商標登録料をいい、以下この項で同じ)を出した場合

2. 第 76 条第 2 項により商標登録料を補填した場合

3. 第 77 条第 1 項により商標登録料を出すか補填した場合

③特許庁長は、第 2 項により登録した場合には、商標権者の氏名・住所及び商標登録番号等の大統領令で定める事項を商標公報に掲載して登録公告をしなければならない。

第 83 条(商標権の存続期間) ①商標権の存続期間は、第 82 条第 1 項により設定登録がある日から 10 年とする。

②商標権の存続期間は、存続期間更新登録申請により 10 年ずつ更新することができる。

③第 1 項及び第 2 項にかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、商標権の設定登録日又は存続期間更新登録日から 5 年が過ぎると商標権が消滅する。

1. 第 72 条第 3 項又は第 74 条による納付期間内に商標登録料(第 72 条第 1 項各号以外の部分後段により商標登録料を分割納付する場合であって、2 次商標登録料をいう。以下この項で同じ)を出さなかった場合

2. 第 76 条第 1 項により商標登録料の補填を命じた場合であって、その補填期間内に補填しなかった場合

3. 第 77 条第 1 項に該当する場合であって、その該当期間内に商標登録料を出さなかったか補填しなかった場合

第 84 条(存続期間更新登録申請) ①第 83 条第 2 項により存続期間更新登録申請をしようとする者は、次の各号の事項を記した存続期間更新登録申請書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 第 36 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 4 号及び第 6 号の事項

2. 登録商標の登録番号

②存続期間更新登録申請書は、商標権の存続期間満了前 1 年以内に提出しなければならない。ただし、この期間に存続期間更新登録申請をしなかった者は、商標権の存続期間が終わった後 6 ヶ月以内に行うことができる。

③商標権が共有の場合には、共有者全員が共同で存続期間更新登録申請をしなければならない。

④第 1 項から第 3 項までで規定した事項の以外に存続期間更新登録申請に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 85 条(存続期間更新登録申請などの効力) ①第 84 条第 2 項による期間に存続期間更新登録申請をすれば、商標権の存続期間が更新されたものと見なす。

②存続期間更新登録は、原登録の効力が終わる日の翌日から効力が発生する。

第 86 条(指定商品追加登録出願) ①商標権者又は出願人は、登録商標又は商標登録出願の指定商品を追加して商標登録を受けることができる。この場合、追加登録された指定商品に対する商標権の存続期間満了日は、その登録商標権の存続期間満了日とする。

②第 1 項の規定による指定商品の追加登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記した指定商品の追加登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 第 36 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 5 号及び第 6 号の事項

2. 商標登録番号又は商標登録出願番号

3. 追加で指定する商品及びその商品類

第 87 条(指定商品の追加登録拒絶決定及び拒絶理由の通知) ①審査官は、指定商品追加登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その指定商品の追加登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第 54 条各号のいずれか一つに該当する場合
2. 指定商品の追加登録出願人が該当商標権者又は出願人でない場合
3. 登録商標の商標権又は商標登録出願が次の各目のいずれか一つに該当するようになった場合
 - イ. 商標権の消滅
 - ロ. 商標登録出願の放棄、取下又は無効
 - ハ. 商標登録出願に対する第 54 条による商標登録拒絶決定の確定

②審査官は、第 1 項によって指定商品の追加登録拒絶決定をしようとする場合には、出願人に拒絶理由を通知しなければならない。この場合、出願人は、産業通商資源部令で定める期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

③第 2 項後段による期間内に意見書を提出しなかった出願人は、その期間の満了日から 2 ヶ月以内に指定商品の追加登録に関する手続を継続して進行することを申請し、その期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

第 88 条(存続期間更新登録申請手続に関する準用) ①存続期間更新登録申請手続の補正に関しては、第 39 条を準用する。

②指定商品追加登録出願に関しては、第 37 条、第 38 条第 1 項、第 39 条から第 43 条まで、第 46 条、第 47 条、第 50 条、第 53 条、第 57 条から第 70 条まで、第 128 条、第 134 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号、第 144 条、「民事訴訟法」第 143 条、第 299 条及び第 367 条を準用する。

第 89 条(商標権の効力) 商標権者は、指定商品に関してその登録商標を使用する権利を独占する。ただし、その商標権に関して専用使用権を設定したときには、第 95 条第 3 項によって専用使用権者が登録商標を使用する権利を独占する範囲内では、この限りでない。

第 90 条(商標権の効力が及ばない範囲) ①商標権(地理的表示団体標章権は除く)は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その効力が及ばない。

1. 自己の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章又は著名な雅名・芸名・筆名とこれらの著名な略称を商取引の慣行により使用する商標
2. 登録商標の指定商品と同一・類似した商品の普通名称・産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状・価格又は生産方法・加工方法・使用方法及び時期を普通に使用する方法で表示する商標
3. 立体的形状からなった登録商標の場合には、その立体的形状が誰の業務に関連した商品を表示するのにか識別することができない場合に、登録商標の指定商品と同一・類似した商品に使用する登録商標の立体的形状と同一・類似した形状からなった商標
4. 登録商標の指定商品と同一・類似した商品に対して慣用する商標と顕著な地理的名称及びその略語又は地図からなった商標

5. 登録商標の指定商品又はその指定商品の包装の機能を確保するのに不可欠な形状、色彩、色彩の組合、音又はにおいからなつた商標

②地理的表示団体標章権は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その効力が及ばない。

1. 第1項第1号・第2号(産地に該当する場合は除く)または第4号に該当する商標

2. 地理的表示登録団体標章の指定商品と同一であると認められている商品に対して慣用する商標

3. 地理的表示登録団体標章の指定商品と同一であると認められている商品に使用する地理的表示であつて、該当地域でその商品を生産・製造または加工することを業として営為する者が使用する地理的表示または同音異義語地理的表示

4. 先出願による登録商標が地理的表示登録団体標章と同一・類似した地理的表示を含んでいる場合に、商標権者、専用使用権者または通常使用権者が指定商品に使用する登録商標

③第1項第1号は、商標権の設定登録があつた後に不正競争の目的で自己の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章又は著名な雅名・芸名・筆名とこれらの著名な略称を使用する場合には、適用しない。

第91条(登録商標等の保護範囲) ①登録商標の保護範囲は、商標登録出願書に記した商標及び記載事項によって定められる。

②指定商品の保護範囲は、商標登録出願書又は商品分類転換登録申請書に記載された商品によって定められる。

第92条(他人のデザイン権等との関係) ①商標権者・専用使用権者又は通常使用権者は、その登録商標を使用する場合に、その使用状態に従いその商標登録出願日前に出願された他人の特許権・実用新案権・デザイン権又はその商標登録出願日前に発生した他人の著作権と抵触される場合には、指定商品のうち抵触される指定商品に対する商標の使用は特許権者・実用新案権者・デザイン権者又は著作権者の同意を得なければその登録商標を使用することができない。

②商標権者・専用使用権者または通常使用権者は、その登録商標の使用が「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第1号又目の規定による不正競争行為に該当する場合には、同じ又目による他人の同意を受けなければその登録商標を使用することができない。

第93条(商標権等の移転及び共有) ①商標権は、その指定商品ごとに分割して移転することができる。この場合、類似した指定商品は共に移転しなければならない。

②商標権が共有の場合には、各共有者は他の共有者全員の同意を受けなければその持ち分を譲渡するかその持ち分を目的とする質権を設定することができない。

③商標権が共有の場合には、各共有者は他の共有者全員の同意を受けなければその商標権に対して専用使用権又は通常使用権を設定することができない。

④業務標章権は、これを譲渡することができない。但し、その業務と共に譲渡する場合には、この限りでない。

⑤第34条第1項第1号八目ただし書、同じ号二目ただし書又は同じ項第3号ただし書きにより登録された商標権は、移転することができない。ただし、第34条第1項第1号八目・二目又は同じ項第3号の名称、略称または標章と関連した業務とともに譲渡する場合には、この限りでない。

⑥団体標章権は、移転することができない。但し、法人の合併の場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

⑦証明標章権は、移転することができない。ただし、該当証明標章に対して第3条第3項によって登録を受けることができる者にその業務とともに移転する場合には、特許庁長の許可を受けて移転することができる。

⑧業務標章権、第34条第1項第1号八目ただし書き、同じ号二目ただし書き又は同じ項第3号ただし書きによる商標権、団体標章権又は証明標章権を目的とする質権は、設定することができない。

第94条(商標権の分割) ①商標権の指定商品が2以上である場合には、その商標権を指定商品別に分割することができる。

②第1項による分割は、第117条第1項による無効審判が請求された場合には、審決が確定されるまでは商標権が消滅された後にも行うことができる。

第95条(専用使用権) ①商標権者は、その商標権に関して他人に専用使用権を設定することができる。

②業務標章権、団体標章権又は証明標章権に関しては、専用使用権を設定することができない。

③第1項による専用使用権の設定を受けた専用使用権者は、その設定行為に定めた範囲で指定商品に関して登録商標を使用する権利を独占する。

④専用使用権者は、その商品に自己の氏名又は名称を表示しなければならない。

⑤専用使用権者は、相続若しくはその他の一般承継の場合を除いては、商標権者の同意を受けなければその専用使用権を移転することができない。

⑥専用使用権者は、商標権者の同意を受けなければその専用使用権を目的とする質権を設定するか通常使用権を設定することができない。

⑦専用使用権の移転及び共有に関しては、第92条第2項及び第3項を準用する。

第96条(商標権等の登録の効力) ①次の各号に該当する事項は、登録しなければその効力が発生しない。

1. 商標権の移転(相続若しくはその他の一般承継による場合を除く)・変更・放棄による消滅・存続期間の更新、商品分類転換、指定商品の追加又は処分の制限

2. 商標権を目的とする質権の設定・移転(相続若しくはその他の一般承継による場合は除く)・変更・消滅(権利の混同による場合は除く)又は処分の制限

②第1項各号による商標権及び質権の相続若しくはその他の一般承継の場合には、遅滞なくその旨を特許庁長に届け出なければならない。

第97条(通常使用権) ①商標権者は、その商標権に関して他人に通常使用権を設定することができる。

②第1項による通常使用権の設定を受けた通常使用権者は、その設定行為に定めた範囲で指定商品に関して登録商標を使用する権利を有する。

③通常使用権は、相続若しくはその他の一般承継の場合を除いては、商標権者(専用使用権に関する通常使用権の場合には、商標権者及び専用使用権者をいう)の同意を受けなければ、移転することができない。

- ④通常使用権は、商標権者(専用使用権に関する通常使用権の場合には、商標権者及び専用使用権者)の同意を受けなければ、その通常使用権を目的とする質権を設定することができない。
- ⑤通常使用権の共有及び設定の制限等に関しては、第93条第2項及び第95条第2項・第4項を準用する。

第98条(特許権等の存続期間満了後に商標を使用する権利) ①商標登録出願日前又は商標登録出願日と同一の日に出願され登録された特許権がその商標権と抵触される場合、その特許権の存続期間が満了されるときには、その原特許権者は原特許権の範囲でその登録商標の指定商品と同一・類似した商品に対しその登録商標と同一・類似した商標を使用する権利を有する。ただし、不正競争の目的でその商標を使用する場合には、この限りでない。

②商標登録出願日前又は商標登録出願日と同一の日に出願され登録された特許権がその商標権と抵触される場合、その特許権の存続期間が満了されるときには、その満了される当時に存在する特許権に対する専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権に対する「特許法」第118条第1項の効力を有する通常実施権を有する者は、原権利の範囲内でその登録商標の指定商品と同一・類似した商品に対しその登録商標と同一・類似した商標を使用する権利を有する。ただし、不正競争の目的でその商標を使用する場合には、この限りでない。

③第2項によって商標を使用する権利を有した者は、商標権者又は専用使用権者に相当な対価を支給しなければならない。

④該当商標権者又は専用使用権者は、第1項又は第2項によって商標を使用する権利を有した者にその者の業務に関する商品と、自己の業務に関する商品間の混同を防止するのに必要な表示をするよう請求することができる。

⑤第1項及び第2項による商標を使用する権利を移転(相続若しくはその他の一般承継による場合を除く)しようとする場合には、商標権者又は専用実施権者の同意を受けなければならない。

⑥商標登録出願日前又は商標登録出願日と同一の日に出願され登録された実用新案権又はデザイン権がその商標権と抵触される場合であって、その実用新案権又はデザイン権の存続期間が満了される場合には、第1項から第5項までの規定を準用する。

第99条(先使用による商標を継続して使用する権利) ①他人の登録商標と同一・類似した商標をその指定商品と同一・類似した商品に使用する者であって、次の各号の要件を全て備えた者(その地位を承継した者を含む)は、該当商標をその使用する商品に対して継続して使用する権利を有する。

1. 不正競争の目的なしに他人の商標登録出願前から国内で継続して使用していること
2. 第1号により商標を使用した結果他人の商標登録出願時に国内需要者間にその商標が特定人の商品を表示するものであると認識されていること

②自己の氏名・商号等人格の同一性を表示する手段を商取引の慣行に従って商標として使用する者であって、第1項第1号の要件を備えた者は、該当商標をその使用する商品に対して継続して使用する権利を有する。

③商標権者若しくは専用使用権者は、第1項によって商標を使用する権利を有する者に、その者の商品と自己の商品間に出所の誤認若しくは混同を防止するのに必要な表示をすることを請求することができる。

第 100 条(専用使用権・通常使用権等の登録の効力) ①次の各号に該当する事項は、登録しなければ第三者に対抗することができない。

1. 専用使用権又は通常使用権の設定・移転(相続若しくはその他の一般承継による場合は除く)・変更・放棄による消滅又は処分の制限
 2. 専用使用権又は通常使用権を目的とする質権の設定・移転(相続若しくはその他の一般承継による場合は除く)・変更・放棄による消滅又は処分の制限
- ②専用使用権又は通常使用権を登録した場合には、その登録後に商標権又は専用使用権を取得した者に対してもその効力が発生する。
- ③第 1 項各号による専用使用権・通常使用権及び質権の相続若しくはその他の一般承継の場合には、遅滞なくその旨を特許庁長に届け出なければならない。

第 101 条(商標権の放棄) 商標権者は、商標権に関して指定商品ごとに放棄することができる。

第 102 条(商標権等の放棄の制限) ①商標権者は、専用使用権者・通常使用権者又は質権者の同意を受けなければ、商標権を放棄することができない。

②専用使用権者は、第 95 条第 6 項による質権者又は通常使用権者の同意を受けなければ、専用使用権を放棄することができない。

③通常使用権者は、第 97 条第 4 項による質権者の同意を受けなければ、通常使用権を放棄することができない。

第 103 条(放棄の効果) 商標権・専用使用権・通常使用権及び質権を放棄した場合には、商標権・専用使用権・通常使用権及び質権は、そのときから消滅される。

第 104 条(質権) 商標権・専用使用権又は通常使用権を目的とする質権を設定した場合には、質権者は該当登録商標を使用することができない。

第 105 条(質権の物上代位) 質権は、この法による商標権の使用に対して受ける対価若しくは物に対しても行使することができる。ただし、その支給又は引き渡し前にその対価も物を差し押さえなければならない。

第 106 条(商標権の消滅) ①商標権者が死亡した日から 3 年以内に相続人がその商標権の移転登録をしなかった場合には、商標権者が死亡した日から 3 年になる日の翌日に商標権が消滅される。

②清算手続が進行中の法人の商標権は、法人の清算終結登記日(清算終結登記がされていても清算事務が事実上終わっていない場合には、清算事務が事実上終わった日と清算終結登記日から 6 ヶ月が過ぎた日のうち早い日とする。以下この項で同じ)までその商標権の移転登録をしなかった場合には、清算終結登記日の次の日に消滅する。

第 6 章商標権者の保護

第 107 条(権利侵害に対する差止請求権等) ①商標権者又は専用使用権者は、自己の権利を侵害した者又は侵害するおそれがある者に対してその侵害の禁止又は予防を請求することができる。

②商標権者又は専用使用権者が第 1 項による請求をする場合には、侵害行為を造成した物件の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去若しくはその他に必要な措置を請求することができる。

③第 1 項による侵害の禁止又は予防を請求する訴が提起された場合、法院は原告又は告訴人(この法による公訴が提起された場合だけ該当する)の申請によって臨時で侵害行為の禁止、侵害行為に使用された物件等々の差押え若しくはその他に必要な措置を命ずることができる。この場合、法院は原告又は告訴人に担保を提供させることができる。

第 108 条(侵害と見なす行為) ①次の各号のいずれか一つに該当する行為は、商標権(地理的表示団体標章権は除く)又は専用使用権を侵害したものと見なす。

1. 他人の登録商標と同一の商標をその指定商品と類似の商品に使用するか、他人の登録商標と類似した商標をその指定商品と同一・類似した商品に使用する行為

2. 他人の登録商標と同一・類似した商標をその指定商品と同一・類似した商品に使用するか、使用させる目的で交付・販売・偽造・模造または所持する行為。

3. 他人の登録商標を偽造または模造するか、偽造または模造させる目的でその用具を製作・交付・販売または所持する行為

4. 他人の登録商標又はこれと類似の商標が表示された指定商品と同一又は類似の商品を譲渡又は引き渡すために所持する行為

②次の各号のいずれか一つに該当する行為は、地理的表示団体標章権を侵害したものと見なす。

1. 他人の地理的表示登録団体標章と類似した商標(同音異義語地理的表示は除く。以下この項で同じ)をその指定商品と同一であると認められる商品に使用する行為

2. 他人の地理的表示登録団体標章と同一・類似した商標をその指定商品と同一であると認められる商品に使用するか使用させる目的で交付・販売・偽造・模造または所持する行為

3. 他人の地理的表示登録団体標章を偽造または模造するか、偽造または模造させる目的でその用具を製作・交付・販売または所持する行為

4. 他人の地理的表示登録団体標章と同一・類似した商標が表示された指定商品と同一であると認められる商品を譲渡または引渡すために所持する行為

第 109 条(損害賠償の請求) 商標権者または専用使用権者は、自己の商標権または専用使用権を故意または過失で侵害した者に対してその侵害によって自己が受けた損害の賠償を請求することができる。

第 110 条(損害額の推定等) ①第 109 条による損害賠償を請求する場合、侵害した者がその侵害行為をさせた商品を譲渡した場合には、その商品の譲渡数量に商標権者又は専用使用権者がその侵害行為がな

かったならば、販売することができた商品の単位数量当り利益額を乗じた金額を商標権者又は専用使用権者の損害額とすることができる。

②第1項による損害額は、商標権者又は専用使用権者が生産することができた商品の数量から実際販売した商品の数量を引いた数量に単位数量当り利益額を乗じた金額を限度とする。但し、商標権者又は専用使用権者が該当侵害行為以外の事由で販売することができなかつた事情がある場合には、該当侵害行為以外の事由で販売することができなかつた数量に従つた金額を引かなければならない。

③第109条による損害賠償を請求する場合、権利を侵害した者がその侵害行為によって利益を受けた場合には、その利益額を商標権者又は専用使用権者が受けた損害額と推定する。

④第109条による損害賠償を請求する場合、その登録商標の使用に対して通常受けることができる金額に相当する金額を商標権者又は専用使用権者が受けた損害額としてその損害賠償を請求することができる。

⑤第4項にかかわらず損害額が同項に規定された金額を超過する場合には、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合、商標権又は専用使用権を侵害した者に故意又は重大な過失がないときには、法院は損害賠償額を算定するときその事実を考慮することができる。

⑥法院は、商標権又は専用使用権者の侵害行為に関する訴訟において損害が発生したものと認められるが、その損害額を証明するために必要な事実を立証することが事実の性質上極めて困難な場合には、第1項から第5項まで規定にかかわらず、弁論全体の旨と証拠調査の結果に基づき相当の損害額を認めることができる。

第111条(法廷損害賠償の請求) ①商標権者又は専用使用権者は、自己が使用している登録商標と同じか同一性がある商標を、その指定商品と同じか同一性がある商品に使用して自己の商標権又は専用使用権を故意若しくは過失で侵害した者に対して、第109条による損害賠償を請求する代わりに5千万ウォン以下の範囲で相当な金額を損害額として賠償を請求することができる。この場合、法院は弁論全体の趣旨と証拠調査の結果を考慮して相当な損害額を認めることができる。

②第1項前段に該当する侵害行為に対して第109条によって損害賠償を請求した商標権者又は専用使用権者は、法院が弁論を終結するまでその請求を第1項による請求に変更することができる。

第112条(故意の推定) 第222条によって登録商標であることを表示した他人の商標権又は専用使用権を侵害した者は、その侵害行為に対してその商標が既に登録された事実を知っていたものと推定する。

第113条(商標権者等の信用回復) 法院は、故意若しくは過失で商標権又は専用使用権を侵害することにより商標権者又は専用使用権者の業務上の信用を落とさせた失われた者に対しては、商標権者又は専用使用権者の請求によって損害賠償に替えるか損害賠償と共に商標権者又は専用使用権者の業務上の信用回復のために必要な措置を命ずることができる。

第114条(書類の提出) 法院は、商標権又は専用使用権の侵害に関する訴訟において、当事者の申請によって他の当事者に対して該当侵害行為による損害を計算するのに必要な書類の提出を命ずることがで

きる。但し、その書類の所持者がその書類の提出を拒絶する正当な理由がある場合には、この限りでない。

第7章 審判

第115条(補正却下決定に対する審判) 第42条第1項による補正却下決定を受けた者がその決定に不服する場合には、その決定謄本の送達を受けた日から30日以内に審判を請求することができる。

第116条(拒絶決定に対する審判) 第54条による商標登録拒絶決定、指定商品追加登録拒絶決定又は商品分類転換登録拒絶決定(以下“拒絶決定”という)を受けた者が不服する場合には、その拒絶決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に審判を請求することができる。

第117条(商標登録の無効審判) ①利害関係人又は審査官は、商標登録又は指定商品の追加登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、登録商標の指定商品が2以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。

1. 商標登録又は指定商品の追加登録が第3条、第27条、第33条から第35条まで、第48条第2項後段、同条第4項及び第6項から第8項まで、第54条第1項・第2号及び第4号から第7号までの規定に違反した場合
2. 商標登録又は指定商品の追加登録がその商標登録出願により発生した権利を承継しなかった者がしたものである場合
3. 指定商品の追加登録が第87条第1項第3号に違反した場合
4. 商標登録又は指定商品の追加登録が条約に違反した場合
5. 商用登録された後その商標権者が第27条により商標権を享有することができない者になるか、その登録商標が条約に違反した場合
6. 商標登録された後その登録商標が第33条第1項各号のいずれか一つに該当するようになった場合(同条第2項に該当するようになった場合は除く)
7. 第82条により地理的表示団体標章登録がされた後その登録団体標章を構成する地理的表示が原産地国家で保護が中断されるか、使用されなくなった場合

②第1項による無効審判は、商標権が消滅された後にもこれを請求することができる。

③商標登録を無効にするという審決が確定された場合には、その商標権は最初からなかったものと見なす。但し、第1項第5号から第7号までの規定によって商標登録を無効にするという審決が確定された場合には、商標権はその登録商標が同号に該当するようになったときからなかったものと見なす。

④第3項のただし書きを適用する場合に登録商標が第1項第5号から第7号までの規定に該当するようになったときを特定することができない場合には、該当商標権は第1項による無効審判が請求され、その請求内容が登録原簿に公示されたときからなかったものと見なす。

⑤審判長は、第1項の無効審判が請求された場合には、その旨を該当商標権の専用使用権者与其他商標に関する権利を登録した者に通知しなければならない。

第118条(存続期間更新登録の無効審判) ①利害関係人又は審査官は、存続期間更新登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、更新登録された登録商標の指定商品が2以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。

1. 存続期間更新登録が第84条第2項に違反した場合

2. 該当商標権者ではない者が存続期間更新登録申請をした場合

②第1項による無効審判は、商標権が消滅された後にも請求することができる。

③存続期間更新登録を無効にするという審決が確定された場合には、その存続期間更新登録は最初からなかったものと見なす。

④審判長は、第1項の審判が請求された場合には、その旨を該当商標権の専用使用権者与其他商標に関する権利を登録した者に通知しなければならない。

第119条(商標登録の取消審判) ①登録商標が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その商標登録の取消審判を請求することができる。

1. 商標権者が故意で指定商品に登録商標と類似した商標を使用するか指定商品と類似した商品に登録商標又はこれと類似した商標を使用することにより需要者に商品の品質を誤認させるか他人の業務と関連した商品と混同をもたらした場合

2. 専用使用権者又は通常使用権者が指定商品又はこれと類似した商品に登録商標又はこれと類似した商標を使用することにより需要者に商品の品質を誤認させるか他人の業務と関連した商品との混同をもたらした場合。ただし、商標権者が相当な注意をした場合は除く。

3. 商標権者・専用使用権者又は通常使用権者のうち、いずれも正当な理由なしに登録商標をその指定商品に対して取消審判請求日前継続して3年以上国内で使用していない場合

4. 第93条第1項後段、同条第2項及び同条第4項から第7項までの規定に違反した場合

5. 商標権の移転で類似した登録商標がそれぞれ他の商標権者に属するようになり、そのうち1人が自己の登録商標の指定商品と同一・類似した商品に不正競争を目的に自己の登録商標を使用することにより需要者に商品の品質を誤認させるか、他人の業務と関連した商品と混同をもたらした場合

6. 第92条第2項に該当する商標が登録された場合に、その商標に関する権利を有した者が該当商標登録日から5年以内に取消審判を請求した場合

7. 団体標章と関連して次の各目のいずれかに該当する場合

イ. 所属団体がその団体の定款の規定に違反して団体標章を他人に使用させた場合若しくは所属団体がその団体の定款に違反して団体標章を使用することにより、需要者に商品の品質または地理的出所を誤認させるか、他人の業務と関連した商品と混同をもたらした場合。ただし、団体標章権者が所属団体の監督に相当な注意を行った場合には、除く。

ロ. 団体標章の設定登録後、第36条第3項による定款を変更することにより需要者に商品の品質を誤認させるか、他人の業務と関連した商品と混同をもたらしたおそれがある場合

ハ. 第三者が団体標章を使用して需要者に商品の品質若しくは地理的出所を誤認させるか、他人の業務と関連した商品と混同をもたらしたにもかかわらず、団体標章権者が故意に適切な措置を取らなかった場合

8. 地理的表示団体標章と関連して次の各目のいずれか一つに該当する場合

イ. 地理的表示団体標章登録出願の場合にその所属団体の加入に関して定款により団体の加入を禁止するか、定款に充足しがたい加入条件を規定する等、団体の加入を実質的に許容しないか、その地理的表示を使用することができない者に団体の加入を許容した場合

ロ. 地理的表示団体標章権者若しくはその所属団体が第 223 条に違反して団体標章を使用することにより、需要者に商品の品質を誤認させるか、地理的出所に対する混同をもたらした場合

9. 証明標章と関連して次の各目のいずれか一つに該当する場合

イ. 証明標章権者が第 36 条第 4 項によって提出された定款又は規約に違反して証明標章の使用を承諾した場合

ロ. 証明標章権者が第 3 条第 3 項ただし書きに違反して証明標章を自己の商品に対して使用する場合

ハ. 証明標章の使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して他人に使用させた場合、又は使用の許諾を受けた者が定款又は規約に違反して証明標章を使用することにより、需要者に商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の特性に関して誤認をもたらした場合。ただし、証明標章権者が使用の許諾を受けた者に対する監督に相当な注意をした場合には、この限りでない。

ニ. 証明標章権者が商標標章の使用の許諾を受けていない第 3 者が証明標章を使用して需要者に商品の品質、原産地、生産方法若しくはその他の商品の特性に関する誤認をもたらしたことを知りつつ適切な措置を取らなかった場合

ホ. 証明標章権者がその証明標章を使用することができる者に対し正当な事由なしに、定款又は規約で使用を承諾しないか、定款又は規約に充足しがたい使用条件を規定する等、実質的に使用を承諾しなかった場合

②第 1 項第 3 号に該当することを事由に取消審判を請求する場合、登録商標の指定商品が 2 以上ある場合には、一部指定商品に関して取消審判を請求することができる。

③第 1 項第 3 号に該当することを事由に取消審判が請求された場合には、被請求人が該当登録商標を取消審判請求に係る指定商品のうち 1 以上に対してその審判請求日前 3 年以内に国内で正当に使用したことを証明しなければ、商標権者は取消審判請求と関係される指定商品に関する商標登録の取消を免ずることができない。但し、被請求人が使用しなかったことに対する正当な理由を証明した場合には、この限りでない。

④第 1 項(同項第 4 号及び第 6 号は除く)に該当することを事由に取消審判を請求した後、その審判請求事由に該当する事実がなくなった場合にも取消事由に影響が及ばない。

⑤第 1 項による取消審判は、誰でも請求することができる。

⑥商標登録を取り消すという審決が確定された場合には、その審判請求日に消滅するものと見なす。

⑦審判長は、第 1 項の審判が請求された場合には、その旨を該当商標権の専用使用権者及其他商標に関する権利を登録した者に通知しなければならない。

第120条(専用使用権又は通常使用権登録の取消審判) ①専用使用権者又は通常使用権者が第119条第1項第2号に該当する行為をした場合には、その専用使用権又は通常使用権登録の取消審判を請求することができる。

②第1項によって専用使用権又は通常使用権登録の取消審判を請求した後、その審判請求事由に該当する事実がなくなった場合にも取消事由に影響を及ぼさない。

③第1項による専用使用権又は通常使用権の取消審判は、誰でも請求することができる。

④専用使用権又は通常使用権登録を取り消すという審決が確定された場合には、その専用使用権又は通常使用権はそのときから消滅される。

⑤審判長は、第1項の審判が請求された場合には、その旨を該当専用使用権の通常使用権者とその他専用使用権に関して登録をした権利者又は該当通常使用権に関して登録をした権利者に知らせなければならない。

第121条(権利範囲の確認審判) 商標権者、専用使用権者又は利害関係人は、登録商標の権利範囲を確認するために商標権の権利範囲の確認審判を請求することができる。この場合、登録商標の指定商品が2以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。

第122条(除斥期間) ①第34条第1項第6号から第10号まで及び第16号、第35条、第118条第1項第1号及び第214条第1項第3号に該当することを事由とする商標登録の無効審判、存続期間更新登録の無効審判又は商品分類転換登録の無効審判は、商標登録日、存続期間更新登録日又は商品分類転換登録日から5年が過ぎた後には、請求することができない。

②第119条第1項第1号・第2号・第5号・第7号から第9号まで及び第120条第1項に該当することを事由とする商標登録の取消審判及び専用使用権又は通常使用権登録の取消審判は、取消事由に該当する事実がなくなった日から3年が過ぎた後にはこれを請求することができない。

第123条(審査規定の商標登録拒絶決定に対する審判に関する準用) ①第54条による商標登録拒絶決定に対する審判に関しては、第41条、第42条、第45条、第55条、第57条から第68条まで、第87条第2項・第3項及び第210条第2項・第3項を準用する。この場合、その商標登録出願又は指定商品追加登録出願に対し既に出願公告がある場合には、第57条は準用しない。

②第1項により第42条を準用する場合には、第42条第3項のうち“第115条により審判を請求した場合”は“第162条第1項により訴えを提起した場合”と、“その審判の審決が確定されるまで”は“その判決が確定されるまで”と見る。

③第1項により準用される第42条第4項・第5項、第55条、第87条第2項、第3項及び第210条第2項・第3項を適用するときには、該当商標登録拒絶決定の理由と異なった拒絶理由を発見した場合にも準用する。

第124条(共同審判の請求等) ①同じ商標権に対して次の各号のいずれか一つに該当する審判を請求する者が2人以上であれば、各自又はその全員が共同で審判を請求することができる。

1. 当事者の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)

2. 当事者の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地[代理人の特許法人・特許法人(有限)の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名をいう]

3. 審判事件の表示

4. 請求の趣旨及びその理由

②第1項により提出された審判請求書を補正する場合には、要旨を変更することができない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、この限りでない。

1. 第1項第1号による当事者のうち商標権者の記載事項を正しくするために補正(追加するものを含む)する場合

2. 第1項第4号による請求の理由を補正する場合

3. 商標権者又は専用使用権者が第121条により請求した権利範囲確認審判で審判請求書の確認対象商標及び商標が使用されている商品(請求人が主張する被請求人の商標とその使用商品をいう)に対し被請求人が自身が実際に使用している商標及びその使用商品と比較して異なると主張する場合に請求人が被請求人の使用商標及びその商品と同じくするために審判請求書の確認対象商標及び使用商品を補正する場合

③第121条による権利範囲確認審判を請求する場合には、登録商標と対比することができる商標見本及びその使用商品目録を添付しなければならない。

第125条(商標登録の無効審判等に対する審判請求方式) ①第117条から第121条までの規定による審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

1. 当事者の氏名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地をいう。)

2. 当事者の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所や営業所の所在地[代理人の特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名を言う。]

3. 審判事件の表示

4. 請求の趣旨及びその理由

②第1項により提出された審判請求書を補正する場合には、要旨を変更することはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 第1項第1号による当事者のうち商標権者の記載事項を正すために補正(追加することを含む。)する場合、

2. 第1項第4号による請求の理由を補正する場合

3. 商標権者又は専用使用権者が第121条により請求した権利範囲確認審判で審判請求書の確認対象商標および商標が使用されている商品(請求人が主張する被請求人の商標とその使用商品をいう。)について被請求人が、自身が実際に使用している商標及びその使用商品と比較して異なると主張する場合に、請求人が被請求人の使用商標及びその商品と同様にするために、審判請求書の確認対象商標及び使用商品を補正する場合

③第121条による権利範囲確認審判を請求する場合には、登録商標と備えることができる商標見本及びその使用商品目録を添付しなければならない。

第 126 条(補正却下決定等に対する審判請求方式) ①第 115 条による補正却下決定に対する審判又は第 116 条による拒絶決定に対する審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を記した審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

1. 請求人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)
2. 請求人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名をいう]
3. 審判事件の表示
4. 請求の趣旨及びその理由

②第 1 項によって提出された審判請求書を補正する場合には、要旨を変更することができない。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、この限りでない。

1. 第 1 項第 1 号による当事者のうち商標権者の記載事項を正しくするために補正(追加することを含む)する場合
2. 第 1 項第 4 号による請求の理由を補正する場合
3. 商標権者又は専用使用権者が第 121 条により請求した権利範囲確認審判で審判請求書の確認対象商標及び商標が使用されている商品(請求人が主張する被請求人の商標とその使用商品をいう)に対して、被請求人が自身が実際に使用している商標及びその使用商品と比較して異なると主張する場合に、請求人が被請求人の使用商標及びその商品と同じくするために審判請求書の確認対象商標及び使用商品を補正する場合

③特許審判院長は、第 116 条による拒絶決定に対する審判が請求された場合、その拒絶決定が異議申立によるものである場合には、その趣旨を異議申立人に知らせなければならない。

第 127 条(審判請求書等の却下) ①審判長は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、期間を定めてその補正を命じなければならない。

1. 審判請求書が第 125 条第 1 項・第 3 項又は第 126 条第 1 項に違反した場合
2. 審判に関する手続きが次の各目のいずれか一つに該当する場合
 - イ. 第 4 条第 1 項又は第 7 条に違反した場合
 - ロ. 第 78 条によって出さなければならない手数料を出さなかった場合
 - ハ. この法又はこの法による命令で定める方式に違反した場合

②審判長は、第 1 項による補正命令を受けた者が指定された期間内に補正をしないか、補正した事項が第 125 条第 2 項又は第 126 条第 2 項に違反した場合には、審判請求書又は該当手続きと関連した請求等を決定で却下しなければならない。

③第 2 項による決定は書面でしなければならず、その理由を付さなければならない。

第 128 条(補正することができない審判請求の審決却下) 不適切な審判請求であってその欠陥を補正することができない場合には、第 133 条第 1 項にかかわらず被請求人に答弁書提出の機会を与えずに審決としてその請求を却下することができる。

第 129 条(審判官) ①特許審判院長は、審判請求があれば審判官に審判させる。

②審判官の資格は、大統領令で定める。

③審判官は、職務上独立して審判する。

第 130 条(審判官の指定) ①特許審判院長は、各審判事件に対して第 132 条による合議体(以下“審判官合議体”という)を構成する審判官を指定しなければならない。

②特許審判院長は、第 1 項の審判官のうち審判に関与するのに支障がある者がいれば、他の審判官に審判をさせることができる。

第 131 条(審判長) ①特許審判院長は、第 130 条第 1 項によって指定された審判官のうち 1 人を審判長に指定しなければならない。

②審判長は、その審判事件に関する事務を総括する。

第 132 条(審判の合議体) ①審判は、3 人又は 5 人の審判官で構成される審判官合議体が行う。

②第 1 項による審判官合議体の合意は、過半数で決定する。

③審判の合意は、公開しない。

第 133 条(答弁書の提出等) ①審判長は、審判が請求されると請求書の副本を被請求人に送達し、期間を定めて答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。

②審判長は、第 1 項の答弁書を受理した場合には、その副本を請求人に送達しなければならない。

③審判長は、審判に関して当事者を審問することができる。

第 134 条(審判官の除斥) 審判官は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その審判から除斥される。

1. 審判官又はその配偶者若しくは配偶者だった者が事件の当事者、参加人又は異議申立人である場合
2. 審判官が事件の当事者、参加人又は異議申立人の親族であるか、親族であった場合
3. 審判官が事件の当事者、参加人又は異議申立人の法定代理人であるか、法定代理人であった場合
4. 審判官が事件に対する証人、鑑定人になった場合又は鑑定人であった場合
5. 審判官が事件の当事者、参加人又は異議申立人の代理人であるか、代理人であった場合
6. 審判官が事件に対して審査官又は審判官として商標登録可否決定若しくは異議申立に対する決定又は審決に関与した場合
7. 審判官が事件に関して直接利害関係を有した場合

第 135 条(除斥申請) 第 134 条による除斥の原因があれば、当事者又は参加人は除斥申請をすることができる。

第 136 条(審判官の忌避) ①審判官に公正な審判を期待しがたい事情があれば、当事者又は参加人は忌避申請をすることができる。

②当事者又は参加人は、事件に対して審判官に書面又は口頭で陳述をした後には、忌避申請をすることができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかった場合又は忌避の原因がその後に発生した場合には、この限りでない。

第 137 条(除斥又は忌避の疎明) ①第 135 条及び第 136 条によって除斥又は忌避申請をしようとする者は、その原因を記した書面を特許審判院長に提出しなければならない。ただし、口述審理をする場合には口述であることができる。

②除斥又は忌避の原因は、申請した日から 3 日以内に疎明しなければならない。

第 138 条(除斥又は忌避申請に関する決定) ①除斥又は忌避申請があれば、審判で決定しなければならない。

②除斥又は忌避申請の対象となった審判官は、その除斥又は忌避に対する審判に関与することができない。ただし、意見を陳述することができる。

③第 1 項による決定は、書面でしなければならず、その理由を付さなければならない。

④第 1 項による決定には、不服することができない。

第 139 条(審判手続きの中止) 除斥又は忌避の申請があれば、その申請に対する決定があるまで審判手続きを中止しなければならない。ただし、大統領令で定める緊急な事由がある場合には、この限りでない。

第 140 条(審判官の回避) 審判官が第 134 条又は第 136 条に該当する場合には、特許審判院長の許可を受けて該当事件に対する審判を回避することができる。

第 141 条(審理等) ①審判は、口述審理又は書面審理とする。ただし、当事者が口述審理を申請した場合には、書面審理だけで決定できると認められる場合以外には口述審理をしなければならない。

②口述審理は公開しなければならない。ただし、公共の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合には、この限りでない。

③審判長は、第 1 項によって口述審理による審判をする場合には、その期日及び場所を定めてその趣旨を記した書面を当事者と参加人に送達しなければならない。ただし、該当事件に出席した当事者及び参加人に知らせた場合には、この限りでない。

④審判長は、第 1 項によって口述審理による審判をする場合には、特許審判院長が指定した職員に期日ごとに審理の要旨とその他必要な事項を記した調書を作成させなければならない。

⑤第 4 項による調書には、審判の審判長及び調書を作成した職員が記名捺印しなければならない。

⑥第 4 項の調書に関しては、「民事訴訟法」第 153 条、第 154 条及び第 156 条から第 160 条までの規定を準用する。

⑦審判に関しては、「民事訴訟法」第143条、第154条及び第156条から第160条までの規定を準用する。

⑧審判長は、口述審理中に審判廷内の秩序を維持する。

第142条(参加) ①第124条第1項によって審判を請求することができる者は、審理が終決されるまでその審判に参加することができる。

②第1項による参加人は、被参加人がその審判の請求を取下げた後にも審判手続きを続行することができる。

③審判の結果に対して利害関係を有した者は、審理が終決されるまで当事者のどちらか一方を補助するためにその審判に参加することができる。

④第3項による参加人は、全ての審判手続きを行うことができる。

⑤第1項又は第3項による参加人に審判手続きの中断又は中止の原因があれば、その中断又は中止は被参加人に対してもその効力が発生する。

第143条(参加の申請及び決定) ①審判に参加しようとする者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。

②審判長は、参加申請を受けた場合には、参加申請書の副本を当事者と他の参加人に送達し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。

③参加申請がある場合には、審判によってその参加可否を決定しなければならない。

④第3項による決定は書面で行わなければならない。その理由を付さなければならない。

⑤第3項による決定に関しては、不服することができない。

第144条(証拠調査及び証拠保全) ①審判官は、当事者、参加人又は利害関係人の申請によって又は職権で証拠調査若しくは証拠保全をすることができる。

②第1項による証拠調査及び証拠保全に関しては、「民事訴訟法」のうち証拠調査及び証拠保全に関する規定を準用する。ただし、審判官は、過怠料を決定するか拘引を命ずるか保証金を供託させることができない。

③第1項による証拠保全申請は、審判請求前には特許審判院長にし、審判係属中にはその事件の審判長にしなければならない。

④特許審判院長は、審判請求前に第1項による証拠保全申請があれば、その申請に関与する審判官を指定する。

⑤審判長は、第1項によって職権で証拠調査若しくは証拠保全をした場合には、その結果を当事者、参加人又は利害関係人に送達し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。

第145条(審判の進行) 審判長は、当事者又は参加人が法定期間又は指定期間内に手続きをしないか第141条第3項による期日に出席しなくても審判を進行することができる。

第 146 条(職権審理) ①審判官は、当事者又は参加人が申請しなかった理由に対しても審理することができる。この場合、期間を定めて当事者と参加人にその理由に対して意見を陳述することができる機会を与えなければならない。

②審判官は、請求人が申請しなかった請求の趣旨に対しては審理することができない。

第 147 条(審理・審決の併合又は分離) 審判官合議体は、当事者双方又はどちらか一方が同じ 2 以上の審判に対して審理又は審決を併合するか分離することができる。

第 148 条(審判請求の取下げ) ①審判請求は審決が確定されるまで取下げることができる。ただし、第 133 条第 1 項による答弁書が提出された場合には、相手方の同意を受けなければならない。

② 2 以上の指定商品に関して第 117 条第 1 項、第 118 条第 1 項又は第 214 条第 1 項による無効審判が請求された場合には、指定商品ごとに審判請求を取下げることができる。

③第 1 項又は第 2 項によって審判請求が取下げられた場合には、その審判請求又はその指定商品に対する審判請求は最初からなかったものと見る。

第 149 条(審決) ①審判は、特別な規定がある場合を除いては審決で終結する。

②第 1 項による審決は、次の各号の事項を記した書面でしなければならない。審決をした審判官はその書面に記名捺印しなければならない。

1. 審判の番号
2. 当事者及び参加人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)
3. 当事者と参加人の代理人がある場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地[代理人の特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名をいう]
4. 審判事件の表示
5. 審決の主文
6. 審決の理由(請求の趣旨及びその理由の要旨を含む)
7. 審決年月日

③審判長は、事件が審決をする程度に成熟したときには、審理の終決を当事者と参加人に知らせなければならない。

④審判長は、必要であると認めれば第 3 項によって審理終決を通知した後にも当事者又は参加人の申請によって又は職権で審理を再開することができる。

⑤審決は、第 3 項による審理終決通知をした日から 20 日以内にする。

⑥審判長は、審決又は決定があればその謄本を当事者、参加人及び審判に参加申請をしたがその申請が拒否された者に送達しなければならない。

第 150 条(一事不再理) この法による審判の審決が確定された場合には、その事件に対しては誰でも同じ事実及び同じ証拠によって再び審判を請求することができない。ただし、確定された審決が却下審決の場合には、この限りでない。

第 151 条(訴訟との関係) ①審判長は、審判において必要であれば職権又は当事者の申請によりその審判事件と関連される他の審判の審決が確定されるか訴訟手続きが完結するまでその手続きを中止することができる。

②法院は、訴訟手続きにおいて必要であれば職権又は当事者の申請により商標に関する審決が確定するまでその訴訟手続きを中止することができる。

③法院は、商標権又は専用使用権の侵害に関する訴が提起された場合には、その趣旨を特許審判院長に通報しなければならない。その訴訟手続きが終わった時にもまた同じである。

④特許審判院長は、第 3 項による商標権又は専用使用権の侵害に関する訴に対応してその商標権に関する無効審判等が請求された場合には、その趣旨同じ項による法院に通報しなければならない。その審判請求書の却下決定、審決又は請求の取下げがある場合にもまた同じである。

第 152 条(審判費用) ①第 117 条第 1 項、第 118 条第 1 項、第 119 条第 1 項、第 120 条第 1 項、第 121 条及び第 214 条第 1 項による審判費用の負担に関しては、審判が審決によって終結される場合には、その審決で定め、審判が審決によらずに終結される場合には、決定として定めなければならない。

②第 1 項による審判費用に関しては、「民事訴訟法」第 98 条から第 103 条まで、第 107 条第 1 項・第 2 項、第 108 条、第 111 条、第 112 条及び第 116 条を準用する。

③第 115 条又は第 116 条による審判費用は、請求人が負担する。

④第 3 項によって請求人が負担する費用に関しては、「民事訴訟法」第 102 条を準用する。

⑤審判費用の金額は、審決又は決定が確定された後当事者の請求によって特許審判院長が決定する。

⑥審判費用の範囲・金額・納付及び審判で手続上の行為をするために必要な費用の支給に関しては、その性質に反しない範囲で「民事訴訟費用法」中の該当規定の例による。

⑦審判手続を代理をした弁理士に当事者が支給したか支給する報酬は、特許庁長が定める金額の範囲で審判費用と見る。この場合、複数名の弁理士が審判手続を代理をしたとしても 1 人の弁理士が審判代理をしたものとする。

第 153 条(審判費用の金額に対する執行権原) この法によって特許審判院長が定めた審判費用の金額に関して確定された決定は、執行権原と同じ効力を持つ。この場合、執行力のある正本は、特許審判院所属公務員が付与する。

第 154 条(補正却下決定及び拒絶決定に対する審判の特則) 第 133 条第 1 項・第 2 項、第 142 条及び第 143 条は、第 115 条による補正却下決定及び第 116 条による拒絶決定に対する審判には適用しない。

第 155 条(審査又は異議申立手続きの効力) 審査又は異議申立でした商標に関する手続きは、次の各号のいずれかに該当する拒絶決定に対する審判でもその効力がある。

1. 第 54 条による商標登録拒絶決定
2. 存続期間更新登録申請の拒絶決定
3. 指定商品追加登録出願の拒絶決定

4. 商品分類転換登録の拒絶決定

第 156 条(補正却下決定等の取消し) ①審判官合議体は、第 115 条による補正却下決定に対する審判又は第 116 条による拒絶決定に対する審判が請求された場合にその請求が理由があると認められる場合には、審決で補正却下決定又は拒絶決定を取り消さなければならない。

②第 1 項により審判で補正却下決定又は拒絶決定を取り消す場合には、審査に付すものであるという審決をすることができる。

③第 1 項及び第 2 項による審決において、取消しの基本となった理由は、その事件に対して審査官を拘束する。

第 8 章 再審及び訴訟

第 157 条(再審の請求) ①当事者は、確定された審決に対して再審を請求することができる。

②第 1 項の再審請求に関しては、「民事訴訟法」第 451 条、第 453 条及び第 459 条第 1 項を準用する。

第 158 条(詐害審決に対する不服請求) ①審判の当事者が共謀して術策を使って第三者の権利又は利益に損害を負わせる目的で審決をさせた場合には、第三者はその確定された審決に対して再審を請求することができる。

②第 1 項による再審請求の場合には、審判の当事者を共同被請求人とする。

第 159 条(再審請求の期間) ①当事者は、審決確定後再審の事由を知った日から 30 日以内に再審を請求しなければならない。

②代理権の欠陥を理由として再審を請求する場合に、第 1 項の期間は請求人又は法定代理人が審決謄本の送達によって審決があることを知った日の翌日から起算する。

③審決確定後 3 年が過ぎると、再審を請求することができない。

④再審事由が審決確定後に生じた場合には、第 3 項の期間はその事由が発生した日の翌日から起算する。

⑤第 1 項及び第 3 項は、該当審決以前の確定審決に抵触するという理由で再審を請求する場合には、適用しない。

第 160 条(再審によって回復した商標権の効力制限) 次の各号のいずれか一つに該当する場合、商標権の効力は該当審決が確定された後、その回復された商標権の登録前の善意で該当登録商標と同じ商標をその指定商品と同じ商品に使用した行為、第 108 条第 1 項各号のいずれか一つ又は同条第 2 項各号のいずれか一つに該当する行為には及ばない。

1. 商標登録又は存続期間更新登録が無効となった後、再審によってその効力が回復された場合
2. 商標登録が取消された後、再審によってその効力が回復された場合

3. 商標権の権利範囲に属さないという審決が確定された後、再審によってこれと相反する審決が確定された場合

第 161 条(再審での審判手続き規定の準用) 審判に対する再審の手続きに関しては、その性質に反しない範囲で審判の手続きに関する規定を準用する。

第 162 条(審決等に対する訴) ①審決に対する訴と、第 123 条第 1 項(第 161 条で準用する場合を含む)によって準用される第 42 条第 1 項による補正却下決定及び審判請求書若しくは再審請求書の却下決定に対する訴は、特許法院の専属管轄とする。

②第 1 項による訴は、当事者、参加人又は該当審判若しくは再審に参加申請をしたがその申請が拒否された者だけ提起することができる。

③第 1 項による訴は、審決又は決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に提起しなければならない。

④第 3 項の期間は、不変期間とする。ただし、審判長は、島嶼・僻地等の交通が不便な地域にいる者のために産業通商資源部令で定めるところに従い職権で不変期間に対し附加期間を定めることができる。

⑤審判を請求することができる事項に関する訴は、審決に対するものでなければ提起することができない。

⑥第 152 条第 1 項による審判費用の審決又は決定に対しては、独立して第 1 項による訴を提起することができない。

⑦第 1 項による特許法院の判決に対しては、大法院に上告することができる。

第 163 条(被告適格) 第 162 条第 1 項による訴の提起は、特許庁長を被告として提起しなければならない。ただし、第 117 条第 1 項、第 118 条第 1 項、第 119 条第 1 項・第 2 項、第 120 条第 1 項、第 121 条及び第 214 条第 1 項による審判又はその再審の審決に対する訴は、その請求人又は被請求人を被告として提起しなければならない。

第 164 条(訴提起通知及び裁判書正本の送付) ①法院は、第 162 条第 1 項による訴の提起又は同条第 7 項による上告がある場合には、遅滞なくその趣旨を特許審判院長に通知しなければならない。

②法院は、第 163 条ただし書きによる訴に関して訴訟手続きが完結した場合には、遅滞なくその事件に対する各審級の裁判書正本を特許審判院長に送付しなければならない。

第 165 条(審決又は決定の取消し) ①法院は、第 162 条第 1 項によって訴が提起された場合に、その請求が理由があると認める場合には、判決で該当審決又は決定を取り消さなければならない。

②審判官は、第 1 項によって審決又は決定の取消し判決が確定された場合には、再び審理をして審決又は決定をしなければならない。

③第 1 項による判決において取消しの基本となった理由は、その事件に対して特許審判院を拘束する。

第 166 条(弁理士の報酬と訴訟費用) 訴訟を代理した弁理士の報酬に関しては、「民事訴訟法」第 109 条を準用する。この場合 “弁護士” は “弁理士” と見る。

第9章「標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書」による国際出願

第1節 国際出願等

第167条(国際出願) 「標章の国際登録に関するマドリッド協定に対する議定書」(以下“マドリッド議定書”という)第2条(1)による国際登録(以下、“国際登録”という)を受けようとする者は、次の各号のいずれか一つに該当する商標登録出願又は商標登録を基礎にして特許庁長に国際出願をしなければならない。

1. 本人の商標登録出願
2. 本人の商標登録
3. 本人の商標登録出願及び本人の商標登録

第168条(国際出願人の資格) ①特許庁長に国際出願をすることができる者は、次の各号のいずれか一つに該当する者とする。

1. 大韓民国国民
2. 大韓国内に住所(法人の場合には営業所の所在地をいう)を有した者

②2人以上が共同で国際出願をしようとする場合、出願人は次の各号の要件を全て満たさなければならない。

1. 共同で国際出願をしようとする者がそれぞれ第1項各号のいずれか一つに該当すること
2. 第169条第2項第4号による基礎出願を共同でしたか基礎登録に関する商標権を共有していること

第169条(国際出願の手続き) ①国際出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める言語で作成した国際出願書(以下、“国際出願書”という)及び国際出願に必要な書類を特許庁長に提出しなければならない。

②国際出願書には、次の各号の事項を記さなければならない。

1. 出願人の氏名及び住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地をいう)
2. 第168条による国際出願人資格に関する事項
3. 商標の保護を受けようとする国家(政府間機関を含み、以下、“指定国”という)
4. マドリッド議定書第2条(1)による基礎出願(以下、“基礎出願”という)の出願日及び出願番号又はマドリッド議定書第2条(1)による基礎登録(以下、“基礎登録”という)の登録日及び登録番号
5. 国際登録を受けようとする商標
6. 国際登録を受けようとする商品とその商品類
7. その他産業通商資源部令で定める事項

第 170 条 (国際出願書等の書類提出の効力発生時期) 国際出願書とその出願に必要な書類は、特許庁長に到達した日からその効力が発生する。郵便で提出された場合にも、また同じである。

第 171 条 (記載事項の審査等) ①特許庁長は、国際出願書の記載事項が基礎出願又は基礎登録の記載事項と合致する場合には、その事実を認めるという旨と国際出願書が特許庁に到達した日を国際出願書に記さなければならない。

②特許庁長は、第 1 項により到達日等を記した後は、即時、国際出願書及び国際出願に必要な書類をマドリッド議定書第 2 条 (1) による国際事務局 (以下、“国際事務局” という) に送り、その国際出願書の写本を該当出願人に送らなければならない。

第 172 条 (事後指定) ①国際登録の名義人 (以下“国際登録名義人” という) は、国際登録された指定国を追加で指定 (以下、“事後指定” という) しようとする場合には、産業通商資源部令で定めるところに従い特許庁長に事後指定を申請することができる。

②第 1 項を適用する場合、国際登録名義人は国際登録された指定商品の全部又は一部に対して事後指定をすることができる。

第 173 条 (存続期間の更新) ①国際登録名義人は、国際登録の存続期間を 10 年ずつ更新することができる。

②第 1 項によって国際登録の存続期間を更新しようとする者は、産業通商資源部令が定めるところに従い特許庁長に国際登録存続期間の更新を申請することができる。

第 174 条 (国際登録の名義変更) ①国際登録名義人若しくはその承継人は、指定商品又は指定国の全部又は一部に対して国際登録の名義を変更することができる。

②第 1 項によって国際登録の名義を変更しようとする者は、産業通商資源部令が定めるところに従い特許庁長に国際登録名義変更登録を申請することができる。

第 175 条 (手数料の納付) ①次の各号のいずれか一つに該当する者は、手数料を特許庁長に納付しなければならない。

1. 国際出願をしようとする者
2. 事後指定を申請しようとする者
3. 第 173 条により国際登録存続期間の更新を申請しようとする者
4. 第 174 条により国際登録名義変更登録を申請しようとする者

②第 1 項による手数料、その納付方法及び納付期間等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 176 条 (手数料未納に対する補正) 特許庁長は、第 175 条第 1 項各号のいずれか一つに該当する者が手数料を出さない場合には、産業通商資源部令で定めるところに従い期間を定めて補正を命ずることができる。

第 177 条(手続きの無効) 特許庁長は、第 176 条によって補正命令を受けた者が指定された期間内にその手数料を出さない場合には、該当手続きを無効にすることができる。

第 178 条(国際登録事項の変更登録等) 国際登録事項の変更登録申請とその他の国際出願に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 179 条(業務標章に対する適用の除外) 業務標章に関しては、第 167 条から第 178 条までの規定を適用しない。

第 2 節 国際商標登録出願に関する特例

第 180 条(国際商標登録出願) ①マドリッド議定書により国際登録された国際出願として大韓民国を指定国に指定(事後指定を含む)した国際出願は、この法による商標登録出願と見る。

②第 1 項を適用する場合、マドリッド議定書第 3 条(4)による国際登録日(以下“国際登録日”という)は、この法による商標登録出願日と見る。ただし、大韓民国を事後指定した国際出願の場合には、その事後指定が国際登録簿[マドリッド議定書第 2 条(1)による国際登録簿をいい、以下“国際商標登録簿”という]に登録された日(以下“事後指定日”という)をこの法による商標登録出願日と見る。

③第 1 項によりこの法による商標登録出願と見る国際出願(以下“国際商標登録出願”という)に対しては、国際商標登録簿に登録された国際登録名義人の氏名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地をいう)、商標、指定商品及びその商品類はこの法による出願人の氏名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地をいう)、商標、指定商品及びその商品類と見る。

第 181 条(業務標章の特例) 国際商標登録出願に対しては、業務標章に関する規定を適用しない。

第 182 条(国際商標登録出願の特例) ①国際商標登録出願に対しこの法を適用する場合には、国際登録簿に登録された優先権主張の旨、最初に出願した国家名及び出願年月日は、商標登録出願書に記された優先権主張の旨、最初に出願した国家名及び出願の年月日と見る。

②国際商標登録出願に対しこの法を適用する場合には、国際商標登録簿に登録された商標の旨は商標登録出願書に記載された該当商標の旨と見る。

③団体標章登録を受けようとする者は、第 36 条第 1 項・第 3 項による書類及び定款を、証明標章の登録を受けようとする者は、同条第 1 項・第 4 項による書類を産業通商資源部令で定める期間内に特許庁長に提出しなければならない。この場合、地理的表示団体標章の登録を受けようとする者は、その旨を記した書類と第 2 条第 1 項第 4 号による地理的表示の定義に合致することを立証することができる大統領令で定める書類を共に提出しなければならない。

第 183 条(国内登録商標がある場合の国際商標登録出願の効果) ①大韓民国に設定登録された商標(国際商標登録出願による登録商標は除き、以下この条で“国内登録商標”という)の商標権者が国際商標登録

出願をする場合に次の各号の要件を全て備えたときには、その国際商標登録出願は指定商品が重複される範囲内で該当国内登録商標に関する商標登録出願の出願日に出願されたものと見る。

1. 国際商標登録出願によって国際商標登録簿に登録された商標(以下この項で“国際登録商標”という)と国内登録商標が同一であること
 2. 国際登録商標に関する国際登録名義人と国内登録商標の商標権者が同一であること
 3. 国内登録商標の指定商品が国際登録商標の指定商品に全て含まれていること
 4. マドリッド議定書第3条の3による領域拡張の効力が国内登録商標の商標登録日後に発生すること
- ②第1項による国内登録商標に関する商標登録出願に対して条約による優先権が認められる場合には、その優先権が同じ項による国際商標登録出願にも認められる。
- ③国内登録商標の商標権が次の各号のいずれか一つに該当する事由で取消されるか消滅される場合には、その取消されるか消滅された商標権の指定商品と同一な範囲で第1項及び第2項による該当国際商標登録出願に対する効果は認められない。
1. 第119条第1項各号(第4号は除く)に該当するという事由で商標登録を取り消すという審決が確定された場合
 2. 第119条第1項各号(第4号は除く)に該当するという事由で商標登録の取消審判が請求され、その請求日以後に存続期間の満了で商標権が消滅するか商標権又は指定商品の一部を放棄した場合
- ④マドリッド議定書第4条の2(2)による申請をしようとする者は、次の各号の事項を記した申請書を特許庁長に提出しなければならない。
1. 国際登録名義人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)
 2. 国際登録番号
 3. 関連国内登録商標番号
 4. 重複する指定商品
 5. その他産業通商資源部令で定める事項
- ⑤審査官は、第4項による申請がある場合には、該当国際商標登録出願に対し第1項から第3項までの規定による効果の認定可否を申請人に知らせなければならない。

第184条(出願の承継及び分割移転等の特例) ①国際商標登録出願に対し第48条第1項を適用する場合、“相続若しくはその他一般承継の場合を除いては出願人変更申告を”は“出願人が国際事務局に名義変更申告を”と見る。

②国際登録名義の変更によって国際登録指定商品の全部又は一部が分割されて移転された場合には、国際商標登録出願は変更された国際登録名義人によりそれぞれ出願されたものと見る。

③国際商標登録出願に対しては、第48条第3項を適用しない。

第185条(補正の特例) ①国際商標登録出願に対して第40条第1項各号以外の部分を適用する場合、“商標登録出願書の記載事項、商標登録出願に関する指定商品及び商標を”は“第55条第1項による拒絶理由の通知を受けた場合に限定してその商標登録出願に関する指定商品を”と見る。

②国際商標登録出願に対しては第40条第2項第4号を適用しない。

③国際商標登録出願に対し第40条第3項を適用する場合、“第1項による補正が第2項各号”は“指定商品の補正が第2項各号(同じ項第4号は除く)”と見、第41条第3項を適用する場合、“第1項による補正が第40条第2項各号”は“指定商品の補正が第40条第2項各号(同じ項第4号は除く)”と見る。

④国際商標登録出願に対し第41条第1項を適用する場合、“指定商品及び商標を”は“指定商品を”と見る。

第186条(出願変更の特例) 国際商標登録出願に対しては、第44条第1項から第4項までの規定を適用しない。

第187条(出願分割の特例) 国際商標登録出願に対しては、第45条を適用しない。

第188条(パリ条約による優先権主張の特例) 国際商標登録出願をしようとする者がパリ条約による優先権主張をする場合には、第46条第4項及び第5項を適用しない。

第189条(出願時及び優先審査の特例) ①国際商標登録出願に対し第47条第2項を適用する場合、“その旨を記した商標登録出願書を特許庁長に提出し、これを証明することができる書類を商標登録出願日から30日以内に”は“その旨を記した書面及びこれを証明することができる書類を産業通商資源部令で定める期間内”と見る。

②国際商標登録出願に対しては、第53条第2項を適用しない。

第190条(拒絶理由通知の特例) ①国際商標登録出願に対し第55条第1項前段を適用する場合、“出願人に”は“国際事務局を通じて出願人に”と見る。

②国際商標登録出願に対しては、第55条第3項を適用しない。

第191条(出願公告の特例) 国際商標登録出願に対し第57条第1項各号以外の部分本文を適用する場合、“拒絶理由を発見することができない場合には”は“産業通商資源部令で定める期間内に拒絶理由を発見することができない場合には”と見る。

第192条(損失補償請求権の特例) 国際商標登録出願に対し第58条第1項ただし書きを適用する場合、“該当商標登録出願の写本”は“該当国際出願の写本”と見る。

第193条(商標登録決定及び職権による補正の特例) ①国際商標登録出願に対し第68条を適用する場合、“拒絶理由を発見することができない場合には”は“産業通商資源部令で定める期間内に拒絶理由を発見することができない場合には”と見る。

②国際商標登録出願に対しては、第59条を適用しない。

第 194 条 (商標登録料等の特例) ①国際商標登録出願をしようとする者又は第 197 条により設定登録を受けた商標権(以下、“国際登録基礎商標権”という)の存続期間を更新しようとする者は、マドリッド議定書第 8 条(7)(a)による個別手数料を国際事務局に納付しなければならない。

②第 1 項による個別手数料に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

③国際商標登録出願又は国際登録基礎商標権に対しては、第 72 条から第 77 条までの規定を適用しない。

第 195 条 (商標登録料等の返還の特例) 国際商標登録出願に対し第 79 条第 1 項各号以外の部分を適用する場合、“納付された商標登録料と手数料”は“既に出した手数料”と、“商標登録料及び手数料”を“手数料”と見、同じ項第 1 号及び同じ条第 2 項・第 3 項を適用する場合、“商標登録料及び手数料”はそれぞれ“手数料”と見る。

第 196 条 (商標原簿への登録の特例) ①国際登録基礎商標権に対し第 80 条第 1 項第 1 号を適用する場合、“商標権の設定・移転・変更・消滅・回復、存続期間の更新、商品分類転換、指定商品の追加又は処分の制限”は“商標権の設定又は処分の制限”と見る。

②国際登録基礎商標権の移転、変更、消滅又は存続期間の更新は、国際商標登録簿に登録されたところによる。

第 197 条 (商標権設定登録の特例) 国際商標登録出願に対して第 82 条第 2 項各号以外の部分を適用する場合、“次の各号のいずれか一つに該当する場合”は“商標登録決定がある場合”と見る。

第 198 条 (商標権存続期間等の特例) ①国際登録基礎商標権の存続期間は、第 197 条による商標権の設定登録があった日から国際登録日後 10 年になる日までとする。

②国際登録基礎商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新によって 10 年ずつ更新することができる。

③第 2 項により国際登録基礎商標権の存続期間が更新された場合には、その国際登録基礎商標権の存続期間はその存続期間の満了時に更新されたものと見る。

④国際登録基礎商標権に関しては、第 83 条から第 85 条まで、第 88 条第 1 項及び第 209 条から第 213 条までの規定を適用しない。

第 199 条 (指定商品追加登録出願の特例) 国際商標登録出願又は国際登録基礎商標権に対しては、第 86 条、第 87 条及び第 88 条第 2 項を適用しない。

第 200 条 (商標権分割の特例) 国際登録基礎商標権に対しては、第 94 条を適用しない。

第 201 条 (商標権登録効力の特例) ①国際登録基礎商標権の移転・変更・放棄による消滅又は存続期間の更新は、国際商標登録簿に登録しなければその効力が発生しない。

②国際登録基礎商標権に対しては、第 96 条第 1 項第 1 号(処分の制限に関する部分は除く)を適用しない。

③国際登録基礎商標権に対して第96条第2項を適用する場合、“商標権及び質権”は“質権”と見る。

第202条(国際登録消滅の効果) ①国際商標登録出願の基礎となる国際登録の全部又は一部が消滅された場合には、その消滅された範囲で該当国際商標登録出願は、指定商品の全部又は一部に対して取り下げられたものと見る。

②国際登録基礎商標権の基礎となる国際登録の全部又は一部が消滅された場合には、その消滅された範囲内で当該商標権は指定商品の全部又は一部に対して消滅されたものと見る。

③第1項及び第2項による取下げ又は消滅の効果は、国際商標登録簿上、該当国際登録が消滅された日から発生する。

第203条(商標権放棄の特例) ①国際登録基礎商標権に対しては、第102条第1項を適用しない。

②国際登録基礎商標権に対し第103条を適用する場合、“商標権・専用使用権”は“専用使用権”と見る。

第204条(存続期間更新登録の無効審判等の特例) 国際登録基礎商標権に対しては、第118条又は第214条を適用しない。

第3節 商標登録出願の特例

第205条(国際登録消滅後の商標登録出願の特例) ①大韓民国を指定国に指定(事後指定を含む)した国際登録の対象である商標が指定商品の全部又は一部に関してマドリッド議定書第6条(4)によってその国際登録が消滅された場合には、その国際登録の名義人はその商品の全部又は一部に関して特許庁長に商標登録出願をすることができる。

②第1項による商標登録出願が、次の各号の要件を備えた場合には、国際登録日(事後指定の場合には事後指定日をいう)に出願されたものと見る。

1. 第1項による商標登録出願が同じ項による国際登録消滅日から3ヶ月以内に出願されること
2. 第1項による商標登録出願の指定商品が同じ項による国際登録の指定商品に全て含まれること
3. 商標登録を受けようとする商標が消滅された国際登録の対象である商標と同一なこと

③第1項による国際登録に関する国際商標登録出願に対して条約による優先権が認められる場合には、その優先権が同じ項による商標登録出願にも認められる。

第206条(マドリッド議定書廃棄後の商標登録出願の特例) ①大韓民国を指定国に指定(事後指定を含む)した国際登録の名義人がマドリッド議定書第15条(5)(b)によって出願人適格を失うことになった場合には、該当国際登録の名義人は国際登録された指定商品の全部又は一部に関して特許庁長に商標登録出願をすることができる。

②第1項による商標登録出願に関しては、第205条第2項及び第3項を準用する。この場合、第205条第2項第1号のうち“同じ項による国際登録消滅日から3ヶ月以内”は“マドリッド議定書第15条(3)によって廃棄の効力が発生した日から2年以内”と見る。

第 207 条(審査の特例) 次の各号のいずれか一つに該当する商標登録出願(以下、“再出願”という)が第 197 条により設定登録されていた登録商標に関するものである場合、該当本人の商標登録出願に対しては、第 54 条、第 55 条、第 57 条及び第 60 条から第 67 条までの規定を適用しない。ただし、第 54 条第 2 号に該当する場合には、この限りでない。

1. 第 205 条第 2 項各号の要件を全て備えて同じ条第 1 項により行う商標登録出願
2. 第 206 条第 2 項によって準用される第 205 条第 2 項各号の要件を全て備えて第 206 条第 1 項により行う商標登録出願

第 208 条(除斥期間の特例) 再出願により該当商標が設定登録された場合であって、従前の国際登録基礎商標権に対する第 122 条第 1 項の除斥期間が過ぎた場合には、再出願により設定登録された商標に対して無効審判を請求することができない。

第 10 章 商品分類転換の登録

第 209 条(商品分類転換登録の申請) ①従前の法(法律第 5355 号商標法中改正法律に改正される前のものをいう)第 10 条第 1 項による通商産業部令で定める商品類の区分によって商品を指定して商標権の設定登録、指定商品の追加登録又は存続期間更新登録を受けた商標権者は、該当指定商品を商品類の区分によって転換して登録を受けなければならない。ただし、法律第 5355 号商標法中改正法律第 10 条第 1 項による通商産業部令で定める商品類の区分によって商品を指定して存続期間更新登録を受けた者は、この限りでない。

②第 1 項による商品分類転換登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記した商品分類転換登録申請書の特許庁長に提出しなければならない。

1. 申請人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)
2. 申請人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地[代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名をいう]
3. 登録商標の登録番号
4. 転換して登録を受けようとする指定商品及びその商品類

③商品分類転換登録申請は、商標権の存続期間が満了される 1 年前から存続期間が満了された後 6 ヶ月以内の期間にしなければならない。

④商標権が共有の場合には、共有者全員が共同で商品分類転換登録を申請しなければならない。

第 210 条(商品分類転換登録の拒絶決定及び拒絶理由の通知) ①審査官は、商標分類転換登録申請が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その申請に対し商品分類転換登録拒絶決定をしなければならない。

1. 商品分類転換登録申請の指定商品を該当登録商標の指定商品ではない商品にするか指定商品の範囲を実質的に拡張した場合
 2. 商品分類転換登録申請の指定商品が商品類区分と一致しない場合
 3. 商品分類転換登録申請を申請した者が該当登録商標の商標権者ではない場合
 4. 第 209 条による商品分類転換登録申請の要件を備えることができなかった場合
 5. 商標権が消滅するか存続期間更新登録申請を放棄・取り消すか存続期間更新登録申請が無効となった場合
- ②審査官は、第 1 項により商品分類転換登録拒絶決定をしようとする場合には、申請人に拒絶理由を通知しなければならない。この場合、申請人は産業通商資源部令で定める期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。
- ③第 2 項後段による期間内に意見書を提出しなかった申請人は、その期間が満了した後 2 ヶ月以内に商品分類転換登録に関する手続きを継続して進行することを申請し、その期間内に拒絶理由に対する意見書を提出することができる。

第 211 条(商品分類転換登録) 特許庁長は、第 212 条により準用される第 68 条による商標登録決定がある場合には、指定商品の分類を転換して登録しなければならない。

第 212 条(商品分類転換登録申請に関する準用) 商品分類転換登録申請に関しては、第 38 条第 1 項、第 39 条、第 40 条、第 41 条第 3 項、第 42 条、第 50 条、第 68 条から第 70 条まで、第 134 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号を準用する。

第 213 条(商品分類転換登録がない場合等の商標権の消滅) ①次の各号のいずれか一つに該当する場合、商品分類転換登録の対象となる指定商品に関する商標権は、第 209 条第 3 項による商品分類転換登録申請期間の満了日が属する存続期間の満了日の翌日に消滅する。

1. 商品分類転換登録を受けなければならない者が第 209 条第 3 項による期間内に商品分類転換登録を申請しない場合
 2. 商品分類転換登録申請が取り下げられた場合
 3. 第 18 条第 1 項により商品分類転換に関する手続きが無効となった場合
 4. 商品分類転換登録拒絶決定が確定された場合
 5. 第 214 条により商品分類転換登録を無効にするという審決が確定された場合
- ②商品分類転換登録の対象となる指定商品として第 209 条第 2 項による商品分類転換登録申請書に記さなかった指定商品に関する商標権は、商品分類転換登録申請書に記した指定商品が第 211 条により転換登録される日に消滅する。ただし、商品分類転換登録が商標権の存続期間満了日以前になされる場合には、商標権の存続期間満了日の翌日に消滅する。

第 214 条(商品分類転換登録の無効審判) ①利害関係人または審査官は、商品分類転換登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、商品分類転換登録に関する指定商品が 2 以上ある場合には、指定商品ごとに請求することができる。

1. 商品分類転換登録が該当登録商標の指定商品ではない商品になるとか指定商品の範囲が実質的に拡張された場合
 2. 商品分類転換登録が該当登録商標の商標権者ではない者の申請によりなされた場合
 3. 商品分類転換登録が第 209 条第 3 項に違反される場合
- ②商品分類転換登録の無効審判に関しては、第 117 条第 2 項及び第 5 項を準用する。
- ③商品分類転換登録を無効にするという審決が確定された場合には、該当商品分類転換登録は最初からなかったものと見る。

第 11 章 補 則

第 215 条(書類の閲覧等) 商標登録出願及び審判に関する証明、書類の謄本又は抄本の発給、商標原簿及び書類の閲覧又は複写を望む者は、特許庁長又は特許審判院長に書類の閲覧等の許可を申請することができる。

第 216 条(商標登録出願・審査・審判等に関する書類の搬出と公開禁止) ①商標登録出願、審査、異議申立、審判又は再審に関する書類若しくは商標原簿は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除いては、外部に搬出することができない。

1. 第 51 条第 1 項から第 3 項までの規定による商標検索等のために商標登録出願、地理的表示団体標章登録出願、審査又は異議申立に関する書類を搬出する場合
 2. 第 217 条第 2 項による商標文書電子化業務の委託のために商標登録出願、審査、異議申立、審判又は再審に関する書類若しくは商標原簿を搬出する場合
 3. 「電子政府法」第 32 条第 3 項によるオンライン遠隔勤務のために商標登録出願、審査、異議申立、審判又は再審に関する書類若しくは商標原簿を搬出する場合
- ②商標登録出願、審査、異議申立、審判又は再審で係属中の事件の内容若しくは商標登録可否決定、審決又は決定の内容に関しては、鑑定・証言をするか質疑に回答することができない。

第 217 条(商標文書電子化業務の代行) ①特許庁長は、商標に関する手続きを効率的に処理するために商標登録出願、審査、審判、最新に関する書類又は商標原簿を電算情報処理組織と電算情報処理組織の利用技術を活用して電子化する業務又はこれと類似した業務(以下“商標文書電子化業務”という)をすることができる。

②特許庁長は、商標文書電子化業務を産業通商資源部令で定める施設及び人力を備える法人に委託して遂行させることができる。

③特許庁長は、第 30 条第 1 項による電子文書で提出されなかった商標登録出願書、その他の産業通商資源部令で定める書類をこの条第 1 項により電子化し特許庁又は特許審判院で使用する電算情報処理組織のファイルに収録することができる。

④第 3 項によりファイルに収録された内容は、該当書類に記された内容と同じものと見る。

⑤商標文書電子化業務の遂行方法とその他の商標文書電子化業務の遂行のために必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

⑥特許庁は、第2項により商標文書電子化業務の委託を受けた者(以下この項で“商標文書電子化機関”という)が同じ項による産業通商資源部令で定める施設及び人力基準に及ばない場合には是正を命じることができ、商標文書電子化機関が是正命令に従わなければ、商標文書電子化業務の委託を取り消すことができる。

第218条(書類の送達) この方に規定された書類の送達手続き等に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第219条(公示送達) ①送達を受ける者の住所若しくは営業所が不分明で送達することができない場合には、公示送達をしなければならない。

②公示送達は、書類の送達を受けた者にいつでも交付するという旨を商標公報に掲載することで行う。

③最初の公示送達は、商標公報に掲載した日から2週間が過ぎるとその効力が発生する。ただし、それ以後の同じ当事者に対する公示送達は、商標公報に掲載した日の翌日からその効力が発生する。

第220条(在外者に対する送達) ①在外者であって商標管理人がいれば、その在外者に送達する書類は商標管理人に送達しなければならない。ただし、審査官が第190条によって国際事務局を通じて国際商標登録出願人に拒絶理由を通知する場合には、この限りでない。

②在外者であって商標管理人がいなければ、その在外者に送達する書類は航空書留郵便で発送することができる。

③第2項によって書類を航空書留郵便で発送した場合には、発送をした日に送達されたものと見る。

第221条(商標公報) ①特許庁長は、商標公報を発行しなければならない。

②商標公報は、産業通商資源部令で定めるところに従い電子的媒体で発行することができる。

③特許庁長は、電子的媒体で商標公報を発行する場合には、情報通信網を活用して商標公報の発行事実、主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。

④商標公報に掲載する事項は、大統領令で定める。

第222条(登録商標の表示) 商標権者、専用使用権者又は通常使用権者は、登録商標を使用するとき当該商標が登録商標であることを表示することができる。

第223条(同音異義語地理的表示登録団体標章の表示) 2以上の地理的表示登録団体標章が互いに同音異義語地理的表示に該当する場合、各団体標章権者とその所属団体員は地理的出所に対し需要者が混同しないようにする表示を登録団体標章と共に使用しなければならない。

第224条(虚偽表示の禁止) ①誰でも次の各号のいずれか一つに該当する行為をしてはならない。

1. 登録をしなかった商標又は商標登録出願をしなかった商標を登録商標又は登録出願商標であるかのよ
うに商品に表示する行為
 2. 登録をしなかった商標又は商標登録出願をしなかった商標を登録商標又は登録出願商標であるかのよ
うに営業用広告、看板、標札、商品の包装又はその他営業用取引書類等に表示する行為
 3. 指定商品以外の商品に対して登録商標を使用する場合に、その商標に商標登録表示又はこれと混同し
やすい表示をする行為
- ②第1項第1号及び第2号による商標を表示する行為には、商品、商品の包装、広告、看板又は標札を
標章の形状にすることを含む。

第225条(登録商標と類似した商標等に対する特則) ①第89条、第92条、第95条第3項、第97条第2
項、第104条、第110条第4項、第119条第1項第3号及び同じ条第3項、第160条、第222条及び第
224条による“登録商標”には、その登録商標と類似した商標として色彩を登録商標と同一にすれば、登
録商標と同じ商標であると認められる商標が含まれたものとする。

②第108条第1項第1号及び第119条第1項第1号による“登録商標と類似した商標”には、その登録
商標と類似した商標として色彩を登録商標と同一にすれば、登録商標と同じ商標であると認められる商
標が含まれないものとする。

③第108条第2項第1号による“他人の地理的表示登録団体標章と類似した商標”には、その登録団体
標章と類似した商標として色彩を登録団体標章と同一にすれば、登録団体標章と同じ商標であると認め
られる商標が含まれないものとする。

④第1項から第3項までの規定は、色彩若しくは色彩の組合せのみからなつた登録商標の場合には、適
用しない。

第226条(不服の制限) ①補正却下決定、商標登録可否決定、審決、審判請求書若しくは再審請求の却
下決定に対しては、他の法律による不服をすることができず、この法によって不服をすることができない
ように規定されている処分に対しては、他の法律による不服をすることができない。

②第1項による処分以外の処分に対する不服に対しては、「行政審判法」又は「行政訴訟法」による。

第227条(秘密維持命令) ①法院は、商標権又は専用使用権の侵害に関する訴訟において、どちらか一
方の当事者が保有した営業秘密(「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第2条第2号による営業
秘密をいう。以下同じ)に対して次の各号の事由を全て疎明した場合には、その当事者の申請によって決
定で他の当事者(法人の場合にはその代表者をいう)、当事者のために訴訟を代理する者、その他その訴
訟によって営業秘密を知るようになった者に、その営業秘密をその訴訟の継続的な遂行以外の目的で使
用するか、その営業秘密に関係するこの項による命令を受けた者以外の者に公開しないことを命ずるこ
とができる。ただし、その申請時点まで他の当事者(法人の場合にはその代表者をいう)、当事者のため
に訴訟を代理する者、その他その訴訟によって営業秘密を知るようになった者が、第1号による準備書
面の閲覧若しくは証拠調査以外の方法でその営業秘密をすでに取得している場合には、この限りでない。

1. 既に提出したか提出しなければならない準備書面又は既に調査したか調査しなければならない証拠に
営業秘密が含まれているということ

2. 第1号による営業秘密が該当訴訟遂行以外の目的で使用されるか公開されると、当事者の営業に支障を与える恐れがあってこれを防止するために営業秘密の使用又は公開を制限する必要があるということ

②第1項による命令(以下“秘密維持命令”という)の申請は、次の各号の事項を記した書面でしなければならない。

1. 秘密維持命令を受ける者

2. 秘密維持命令の対象になる営業秘密を特定するに十分な事実

3. 第1項各号の事由に該当する事実

③法院は、秘密維持命令が決定された場合には、その決定書を秘密維持命令を受けた者に送達しなければならない。

④秘密維持命令は、第3項による決定書が秘密維持命令を受けた者に送達されたときから効力が発生する。

⑤秘密維持命令の申請を棄却するか却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第228条(秘密維持命令の取消し) ①秘密維持命令を申請した者又は秘密維持命令を受けた者は、第227条第1項による要件を備えることができなかつたか備えることができなくなった場合、訴訟記録を保管している法院(訴訟記録を保管している法院がない場合には秘密維持命令を下した法院をいう)に秘密維持命令の取消しを申請することができる。

②法院は、秘密維持命令の取消し申請に対する裁判がある場合には、その決定書をその申請をした者及び相手方に送達しなければならない。

③秘密維持命令の取消し申請に対する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

④秘密維持命令を取り消す裁判は、確定されるとその効力が発生する。

⑤秘密維持命令を取り消す裁判をした法院は、秘密維持命令の取消し申請をした者又は相手方以外に該当営業秘密に関する秘密維持命令を受けた者がいる場合には、その者に直ちに秘密維持命令の取消し裁判をした事実を知らせなければならない。

第229条(訴訟記録閲覧等の請求通知等) ①秘密維持命令が下された訴訟(全ての秘密維持命令が取消された訴訟は除く)に関する訴訟記録に対して、「民事訴訟法」第163条第1項による閲覧等の制限決定がある場合であつて、その訴訟で秘密維持命令を受けなかつた者が閲覧等が可能な当事者のためにその秘密記載部分の閲覧等の請求手続きをした場合には、法院書記官、法院事務官、法院主査又は法院主査補(以下この条で“法院事務官等”という)は、「民事訴訟法」第163条第1項によつて閲覧等の制限申請をした当事者(その閲覧等の請求をした者は除き、以下第3項で同じ)にその請求直後にその閲覧等の請求があつたという事実を知らせなければならない。

②第1項の場合に法院事務官等は、第1項による請求があつた日から2週間が過ぎるまでその請求手続きを行った者に同じ項による秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。この場合、その請求手続きを行った者に対する秘密維持命令申請がその期間内になされた場合には、その申請に対する裁判が確定される時点までその請求手続きを行った者に第1項による秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

③第2項は、第1項の閲覧等の請求をした者に第1項による秘密記載部分の閲覧等をさせることに対して「民事訴訟法」第163条第1項によって閲覧等の制限申請をした当事者全ての同意がある場合には、適用されない。

第12章 罰則

第230条(侵害罪) 商標権又は専用使用権の侵害行為をした者は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。

第231条(秘密維持命令違反罪) ①国内外で正当な事由なしに秘密維持命令に違反した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

②第1項の罪に対しては、秘密維持命令を申請した者の告訴があってから控訴を提起することができる。

第232条(偽証罪) ①この法によって宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許審判院に対して虚偽の陳述・鑑定又は通訳をした場合には、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

②第1項による罪を犯した者がその事件の商標登録可否決定又は審決の確定前に自首した場合には、その刑を減輕するか免除することができる。

第233条(虚偽表示の罪) 第224条に違反した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

第234条(詐偽行為の罪) 詐偽若しくはその他不正な行為をして商標登録、指定商品の追加登録、存続期間更新登録、商品分類転換登録又は審決を受けた者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

第235条(両罰規定) 法人の代表者若しくは法人又は個人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人または個人の業務に関して第230条、第233条又は第234条の違反行為をすると、その行為者を罰する以外にその法人には次の各号の区分による罰金刑を科し、その個人には該当条文の罰金刑を科する。ただし、法人または個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、この限りでない。

1. 第230条に違反した場合:3億ウォン以下の罰金

2. 第233条又は第234条に違反した場合:6千万ウォン以下の罰金

第 236 条 (没収) ①第 230 条による商標権又は専用使用権の侵害行為に提供されるかその侵害行為によって生じた商標・包装又は商品(以下この項で“侵害物”という)とその侵害物製作に主に使用するために提供された製作用具又は材料は、没収する。

②第 1 項にかかわらず商品がその機能及び外観を害さず商標又は包装と容易に分離することができる場合には、その商品は没収しないことができる。

第 237 条 (過怠料) ①次の各号のいずれか一つに該当する者には、50 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

1. 第 141 条第 7 項により準用される「民事訴訟法」第 299 条第 2 項又は第 367 条によって宣誓をした者であって、特許審判院に対して虚偽の陳述をした人

2. 特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関して書類若しくはその他の物件の提出又は提示命令を受けた者であって、正当な理由なしにその命令に応じなかった者

3. 特許審判院から証人、鑑定人又は通訳人として出席が要求された人であって、正当な理由なしに出席要求に応じないか宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した人

②第 1 項による過怠料は、大統領令で定めるところに従い特許庁長が賦課・徴収する。

付 則<法律第 14033 号、2016.2.29>

第 1 条 (施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条 (一般的適用例) ① この法は、この法施行以後の出願した商標登録出願から適用する。

②この法中、審判請求に関する改正規定は、この法施行以後審判請求した場合から適用する。ただし、第 79 条第 1 項及び第 2 項の改正規定は、法律第 13848 号商標法一部改正法律の施行日である 2016 年 4 月 28 日以後に補正却下決定または拒絶決定が取消されるか取下げられた審判請求、却下決定が確定された審判請求、参加申請が取下げられるか拒否された審判請求に対しても適用する。

第 3 条 (手続きの無効に関する適用例) 第 18 条第 2 項本文の改正規定は、この法施行前に補正命令を受けた者が責任を負うことができない事由により補正期間を守ることができず商標に関する手続きが無効になった場合であって、この法施行当時その事由が消滅した日から 2 ヶ月が過ぎていない場合にも適用する。

第 4 条 (商標登録を受けることができない商標に関する適用例) 第 34 条第 1 項の改正規定(同項第 21 号の改正規定は除く)は、この法施行前に出願された商標登録出願であって、この法施行以後商標登録決定をする場合にも適用する。

第 5 条 (出願公告決定前の補正に関する適用例) 第 40 条第 1 項の改正規定は、この法施行前に出願された商標登録出願の場合にも適用する。

第 6 条 (商標登録料納付または補填による商標登録出願の回復等に関する適用例) ① 第 77 条第 1 項各号以外の部分本文の改正規定は、この法施行前に出願人等が責任を負うことができない事由により商標登録料納付期間内に商標登録料を払わないか補填期間内に補填しなかった場合であって、この法施行当時その事由が消滅した日から 2 ヶ月が過ぎていない場合にも適用する。

②第 77 条第 1 項各号以外の部分ただし書きの改正規定は、この法施行前に出願人等が責任を負うことができない事由により商標登録料納付期間内に商標登録料を払わないか補填期間内に補填しなかった場合

であって、この法施行当時その納付期間の満了日または補填期間の満了日のうち遅い日から1年が過ぎていない場合にも適用する。

第7条(商標権設定登録の公告に関する適用例) 第82条第3項の改正規定は、この法施行以後、商標権の設定登録をする場合から適用する。

第8条(審判請求書等の却下に関する適用例) 第127条第2項の改正規定は、この法施行以後、請求される審判から適用する。

第9条(一般的経過措置) この法施行前に、従前の規定に従って出願された商標登録出願に対しては、従前の規定に従う。

第10条(サービス標に関する経過措置) この法施行当時、従前の規定に従ってサービス標として登録出願されたか登録された場合については、第2条第3項、第3条第4項及び第44条第1項の改正規定にかかわらず、従前の規定に従う。

第11条(禁治産者等に対する経過措置) 第4条第1項の改正規定による被成年後見人及び被限定後見人には、法律第10429号民法一部改正法律付則第2条に従い、禁治産または限定治産宣告の効力が維持される者が含まれるものとみる。

第12条(商標登録出願書提出に関する経過措置) この法施行当時、従前の規定に従って類区分を記載して提出された商標登録出願書は、第36条第1項の改正規定に従って提出された商標登録出願書とみる。

第13条(修正定款等の提出に関する経過措置) この法施行前に定款または規約を修正した場合については、第43条の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

第14条(専門調査機関に対する経過措置) この法施行当時、従前の規定に従って指定された専門調査機関は、第51条の改正規定に従って指定された専門機関とみる。

第15条(商標登録拒絶決定及び拒絶理由通知の事由等に関する経過措置) ① この法施行当時、条約当事国に登録された商標またはこれと類似の商標であって、その登録された商標に関する権利を有する者の代理人か代表者または商標登録出願日前1年以内に代理人か代表者だった者が、その商品に関する権利を有する者の同意を受けない等、正当な理由なくその商標の指定商品と同一・類似の商品を指定商品として商標登録出願した商標(以下この条で“該当商標”という)に該当するという理由で登録拒絶決定または拒絶理由通知を受けた場合については、第54条の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

②この法施行当時、該当商標が商標登録された場合であって、条約当事国に登録された商標に関する権利を有する者が、従前の規定に従って該当商標の登録日から5年以内に取消審判を請求した場合には、第119条第1項の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

第16条(職権補正に関する経過措置) この法施行前に商標登録出願書に対して職権補正がなされた場合には、第59条の改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

第17条(従前法律の改正に伴う使用権の効力に関する経過措置) 法律第4210号商標法改正法律(以下この条で“同法”という)の施行日である1990年9月1日前に、同法で改定される前の規定(以下この条で“従前の規定”という)によって登録された使用権の効力は、従前の規定に従う。

第18条(他の法律の改正) ① 農水産物品質管理法の一部を次のように改正する。

第37条第2項中“「商標法」第67条及び第70条”を“「商標法」第110条及び第114条”にする。

② 法院組織法の一部を次のように改正する。

第28条の4第1号中“「商標法」第85条の3第1項”を“「商標法」第162条”にする。

③不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第16条第1項中“「商標法」第2条第1項第6号”を“「商標法」第2条第1項第10号”にする。

④地方税法の一部を次のように改正する。

第28条第1項第12号イ目中“「商標法」第41条及び第43条”を“「商標法」第82条及び第84条”にする。

第28条第1項第12号ロ目1)及び2)の規定以外の部分中“「商標法」第86条の30第2項”を“「商標法」第196条第2項”にする。

第31条第1項中“「商標法」第86条の31”を“「商標法」第197条”にする。

第19条(他の法令との関係) この法施行当時、他の法令で従前の「商標法」の規定を引用している場合に、この法の中にそれに該当する規定があるときには、従前の規定に代えてこの法の該当規定を引用したものとみる。

付 則<法律第14689号、2017.3.21>

この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。